西桂町第６次総合計画

豊かな自然　輝く未来を紡ぐ
水のまち　にしかつら

憩いの森

撚糸の滝

クマガイソウ

穴口用水

桂川公園

三ツ峠グリーンセンター

西桂保育所

天の滝

山梨県西桂町

ごあいさつ

現在、私たちを取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化し、人口減少・少子高齢化など多くの課題に直面しています。これに感染症という目に見えない敵も加わり、従来の私たちの社会生活に大きな影響を与え、私たちは生活のスタイルを変化させ、新な生活様式を構築していくという課題に直面しております。

このような厳しい社会情勢の中、西桂町が未来へと確実に歩むためには、地域の特性を活かしたまちづくりが求められます。インフラの整備、経済活動の推進、高齢者･子育て世代への支援、住環境･人口減少対策など、新たな課題に取り組み、西桂町での暮らしの価値の向上、新しいライフスタイルの充実が求められています。

本計画は、これまでのまちづくりを踏まえ、新たな西桂町を描くために、多くの町の資源を掘り起こし、チャンスを逃さず確実に活用し、町民の皆様と共に考え、次世代に誇れる、そして活力ある豊かな暮らしづくりを推進しなくてはなりません。「豊かな自然　輝く未来を紡ぐ　水のまち　にしかつら」を実現するために取り組み、町民の皆様が生活向上を実感できる町づくりを進めるため本計画を策定しました。

町民の皆様と共に、新たな希望や夢の実現と未来の輝くまちづくりの創造と、皆様が実感できる生活向上を実現するため、あらゆる努力を惜しまず、町政の新たなステージに向けて本計画を実行して参ります。

町民の皆様とまちづくりの理念を共有し、共に考え、西桂町の将来と発展のために、一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提案をいただきました町民の皆様、多角的な視点で多くのご審議をいただきました総合計画審議会委員の皆様、ご尽力を賜りました町議会議員の皆様に感謝を申し上げます。

令和３年３月

西桂町長　山崎 泰洋

西桂町第６次総合計画
目　次

第１部　総論

第１章　計画の概要
第１節　計画策定の趣旨 …… 1
第２節　計画の構成と期間 …… 2

第２章　西桂町の動向を考える
第１節　社会動向 …… 3
第２節　町民の評価 …… 6
第３節　今後のまちづくりに向けた課題 …… 12

第２部　基本構想

第１章　まちづくりの目標
第１節　理念と将来像 …… 17
第２節　人口の将来推計 …… 19
第３節　土地利用方針 …… 20

第２章　計画の推進
第１節　行政運営の基本方針 …… 21
第２節　計画の検証と評価 …… 22
第３節　総合戦略および行財政改革との連動 …… 23

第３章　分野別の基本方針
分野別の基本方針 …… 24
施策体系・計画体系 …… 27

第３部　基本計画

第１章　清流と豊な緑を育むまち
第１節　緑と水に親しむ空間の形成 …… 31
第２節　ふるさと景観の形成 …… 33
第３節　環境保全・循環型社会の構築 …… 35
第４節　水道・下水道事業の推進 …… 38

第２章　快適で安全に暮らせる強靭なまち
第１節　町土の有効利用と市街地整備の推進 …… 40
第２節　道路交通網・公共交通体系の確立 …… 43
第３節　地域の安全強化 …… 45
第４節　地域防災の推進 …… 47

第３章　活力ある交流のまち
第１節　農林業の振興 …… 50
第２節　商工業の振興 …… 53
第３節　観光の振興 …… 55

第４章　健やかに安心して暮らすまち
第１節　保健・医療の充実 …… 57
第２節　子育て支援の推進 …… 61
第３節　高齢者・障がい者福祉の充実 …… 65
第４節　地域福祉の充実 …… 68

第５章　学び合う歴史をつなぐ文化のまち
第１節　生涯学習の充実 …… 70
第２節　学校教育の推進 …… 72
第３節　青少年の健全育成 …… 76
第４節　地域資源の保全・活用 …… 78

第６章　共に考え共創する参画のまち
第１節　町民参加とまちづくり …… 80
第２節　地域情報化の推進 …… 83
第３節　行財政運営の充実 …… 85

第４部　第２期総合戦略 …… 89

資料編 …… 99

第１部

総　論

第１章　計画の概要

第1節　計画策定の趣旨

本町では、「西桂町第５次長期総合計画」を平成 23 年度（2012 年）３月に策定し、令和２年度（2021 年）３月を目標年次とする 10 年間のまちづくり計画として「人が輝く、地域が輝くまち　にしかつら」を将来像に掲げ、まちづくりを推進してきました。

この間、「地方自治法の一部を改正する法律」（平成 23 年 8 月（2012 年））が施行され、「市町村の総合計画」策定義務はなくなりました。しかし、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町では「西桂町総合計画策定条例」（ 平成 31 年４月（2019 年））を制定し、引き続き町の最上位計画として計画を策定する事としました。

一方、国による地方活性化と人口減少への総合対策として、平成 26 年９月「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、市町村での「人口ビジョン」および「地方版総合戦略」の策定が位置付けられました。本町においても、「第１期総合戦略」を平成 27 年度（2015 年度）に策定し、令和２年度（2021 年３月）を目標年次として施策を展開してきました。

本計画は、ここ 10 年間のまちづくりの経過と現状を踏まえるとともに、制度の改正や国・県などの関連計画、法令等との整合性に配慮しつつ、町の将来像の実現に向け定めるものです。行政にとっては、行政分野ごとの施策を総合的、計画的に進めるための「まちづくりの羅針盤」であり、住民や民間の方々の参画をいただき、まちづくりの考え方や進め方を示す「まちづくりの手引き書」として、また国や県、関係市町村への要望や相互連携の考え方を示す「まちづくりの意思表示」の役割を果たします。

また、この計画は、「まち・ひと・しごと創生法」第９条第１項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本計画の性質を持ち合わせています。

町の課題である人口減少問題と地方創生を中心施策とする「第２期総合戦略」も合わせて記載し、この計画に掲げる政策体系に位置づける施策を基本目標に関連させ、政策体系の垣根を越えて分野横断的に、西桂町が直面する大きな課題や取り組みについて分かりやすくし、検証体制の合理化や効率化を行い、横断的に国・県と歩調を合わせて、地域の活性化施策を推進するための基本指針とします。

第６次総合計画は、「基本構想」と「基本計画」および「実施計画」で構成します。

基本構想

町の進むべき方向と将来像を明確にし、まちづくりの方針を示します。長期的な展望に立って総合的かつ計画的な行政運営を行うための基本指針となります。令和３年度（2021 年度）を初年度とし、令和 12 年度（2030 年度）を目標年度とします。

基本計画

基本構想を実現するために町政全般に係る施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示します。社会経済情勢の変化に対応するため、計画期間は前期と後期に区分し、前期基本計画は令和３年度（2021 年度）から令和７年度（2025 年度）の５年間とします。後期基本計画については、前期計画の評価を踏まえ、改めて策定します。

実施計画

基本計画に位置づけられた施策を実現するために実施する事業を示します。実施年度、事業内容、実施主体、財源内訳などを示します。計画期間は３年間とし、社会経済情勢の変化や事業の進捗状況を確認し、毎年度、見直しを行います。

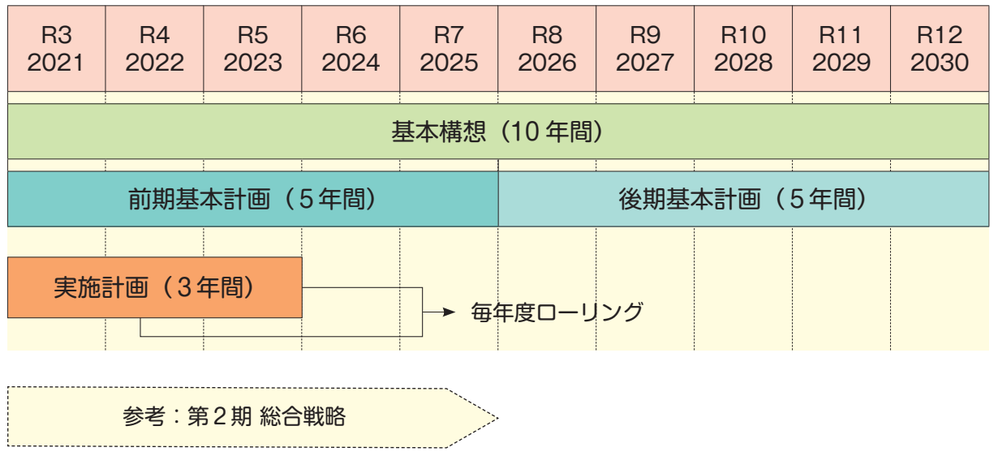

第2章 西桂町の動向を考える

第1節 社会動向

1 人口減少社会

平成 17 年（2005 年）国勢調査で国内人口は減少局面との予測が公表され、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万 4,000 人をピークとして国内人口は減少へと転じました。10 年後の平成 27 年（2015 年）国勢調査の結果では、「初の人口減少」が確定し、当面は人口減少での推移が続くものと予測されています。

少子化が進む中で、出生数より死亡数が上回る自然減となる傾向が続き、団塊世代が 75 歳以上の後期高齢者層となる今後は、一段と少子高齢化が加速します。

人口減少により、地方の過疎化の進行や内需経済の縮小など社会全体の活力の低下が危惧されます。また、社会保障や地域社会の担い手、支え手の不足、保健・医療・福祉施策の逼迫等が課題とされています。

2 競争と格差社会

平成 17 年（2005 年）前後での平成の大合併といわれた市町村合併は、地方分権と権限委譲に伴う地域間競争という考え方をもたらしました。一方、各種の規制緩和や経済のグローバル化※の推進による経済の活性化などの負の側面として、都市部への一局集中による地域間格差や労働人材の流動化が正規・非正規の雇用格差などを生み出しました。

また、海外への生産拠点の移行による地域製造業の衰退などもあり業種・産業間や企業規模での格差が生じています。

現在、新型コロナウイルス対応での自粛傾向の状況にあって、市場縮小と競争の激化、格差社会の進展の加速化が予想されます。

※**グローバル化**（英・globalization）国境を超え、政治・文化・経済などが世界規模で拡大していくこと。

3 情報通信技術の進展

ここ 20 年間で、通信環境は ADSL 回線から光回線、５G（第５世代）通信へと大きく変容しています。情報端末もデスクトップの据え置きの端末がノート、タブレット、スマートフォンと小型化が進み、所有形態も企業、学校、家庭ごとから個人の複数所有へとなりました。

情報通信技術の進展は企業経営や行政運営の変化にとどまらず、子ども達の教育環境や人々の働き方や生活などにも大きく影響しています。テレワーク※やオンライン授業※など、新型コロナウイルス対応により利用が加速しました。また、今後も日常生活に様々な変化をもたらすものと思われます。

５Gの商用化は、2020 年３月から携帯キャリア※により開始されましたが、５G通信における産業や社会生活への影響は具体的に予測が難しい状況です。

4 安全と安心の社会づくり

東日本大震災以降も九州や北海道など国内各地で震災被害が出ています。平成 26 年（2014 年）の御嶽山の突然の噴火は、富士山北麓地域の当町にとっても見過ごせません。一方、近年の台風などによる風水害は、これまでに経験のない規模の浸水や土砂崩れなどの被害を国内各地にもたらしています。

また、平成 21 年（2009 年）に発生した新型インフルエンザや令和２年（2020 年）に国内感染が確認された新型コロナウイルスなどは、国境のない世界規模での感染のまん延となっています。

防災や感染症への対策についての意識は高まりを見せ、日常生活での実践も進みつつあります。自助・共助・公助の役割分担をしつつ安全で安心な社会づくりが望まれます。

5 高速交通ネットワーク

長期計画として、県内ではリニア中央新幹線の工事が進んでいます。近年、北陸や北海道の新規新幹線鉄道網が開業となり、鉄道の高速化が進んでいます。

道路交通網では、中部横断自動車道が、中央高速道双葉 JCT ～新東名高速新清水 JCT 間で令和３年（2021 年）中に全線開通となる予定です。また、東富士五湖道路と新東名御殿場 JCT が開通します。県内の高速道路交通網は中央自動車道と東名・新東名高速道路とつながることになり、首都圏はもとより中京･関西圏への高速道路網として連結します。今後、移動手段の多様化と時短化により運輸・観光への影響だけではなく、企業立地や人々の仕事や生活スタイルの変化について考える必要があります。

※テレワーク　情報通信技術を利用した会社以外の場所での勤務や業務のこと。
※オンライン授業　情報通信技術を利用した教室以外の場所での授業や学習指導のこと。
※携帯キャリア　大手携帯電話事業者のこと。

6 ライフスタイルの多様化

未婚化、晩婚化が少子化の要因の一つと言われています。その一方で、結婚や家族、家庭のあり方などについての考え方も多様化しています。令和元年（2019 年）の国民生活基礎調査では、平成４年（1992 年）に平均世帯人員は 2.99 人と３人台を割り込み、令和元年（2019 年）に 2.39 人となる一方、単独世帯が全体の 28.8％となり、高齢者の単身世帯も増加しています。そのため、近隣や地域との関わり方も世帯単位から個人へと変わっていきます。

今後、人生 100 年時代に向かう途上で、就業形態も多様化するとともに、キャリアやスキルのあり方も変化し、就業年齢も上がっていきます。また、余暇の使い方や住まいのあり方なども変化し、それに伴い、近隣関係のあり方や行政ニーズも多様化することが予想されます。

7 新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、新しい生活様式という言葉が生まれています。学校や会社、イベントや会合、飲食、買い物など、日常的に人が集まることが当然だと思われていましたが、考え方や行動に大きな変革を求められました。従来、当然の日常活動であった、通勤や通学するという前提も変わり、都市部の一局集中のリスクが顕在化しています。

オンライン授業やテレワーク、電子決済、テレビ電話利用の普及など、対面や人々の集まり、コミュニケーションの新しい方法など、ICT ※技術の新しい使い方の工夫が生まれています。また、それらの技術を使い、在宅勤務や都市部を離れての二地域居住※、地域移住など生活の場も多様化の兆しを見せています。

8 持続可能な社会づくり

地球全体の環境保全や世界規模での人権や生活環境の向上等により、持続可能な開発と発展を可能にするため、国連加盟国は、平成 28 年（2016 年）～令和 12 年（2030 年）の 15 年間で取り組むべき内容として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：（略）SDGs）」を国連総会において全会一致で採択しました。この SDGs の 17 の目標達成に向け、国や県、市町村も目標達成への推進に資するまちづくりを目指すこととなりました。

※ＩＣＴ　（英・Information and Communication Technology）の略　情報通信技術のこと。
※二地域居住　都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を地方で暮らす生活様式。

1 住民アンケートから

計画の策定にあたり実施した（令和元年 10 月、町内在住 18 歳以上全員を対象）、住民の意向アンケートの結果は以下のとおりです。

1）町の現状評価

（1）町の住み良さ

○ 町の住み良さは、「どちらかといえば住み良い」50.2％が最も多く、これに「住み良い」24.8％を加えた「住み良い」層が 75.0％となっています。一方、「どちらかといえば住みにくい」17.4％、「住みにくい」5.7％の「住みにくい層」が２割強となっています。

問　町の住み良さ（SA）

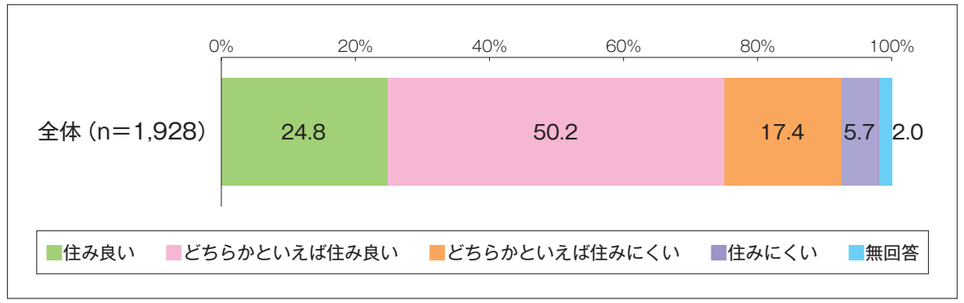

※（ＳＡ）：シングルアンサー（一つだけ選択回答）

（2）居住意向

○ 居住意向は、「ずっと住み続けたい」52.9％が最も多く、半数以上となっています。これに「当分は住んでいたい」31.5％を加えた「住んでいたい」層は 84.4％を占めています。一方、「できれば移転したい」10.8％、「すぐにでも移転したい」1.6％となっています。

問　居住意向（SA）

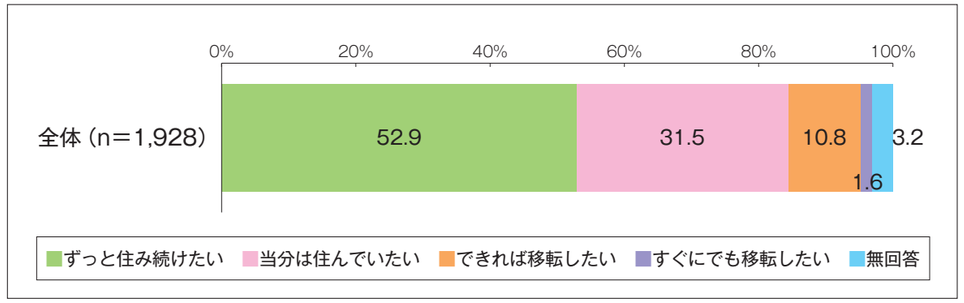

※（ＳＡ）：シングルアンサー（一つだけ選択回答）

（3）町づくりへの満足度

○ 町づくりへの満足度で評価が高いのは、「水道施設の充実による安定供給と水質の状況」1.27 Ｐで最も高く、次いで、「悪臭や騒音、空気汚染、水質汚濁などの公害対策」0.90 Ｐ、「下水や生活排水などの処理の状況」0.78 Ｐ、「し尿やゴミの収集やゴミの減量化対策」0.78 Ｐと続きます。一方、評価が低いのは、「日常の買い物の利便性」－ 1.23 Ｐで最も低く、次いで「公共交通機関の利便性」－ 1.03 Ｐでこの２項目の評価が特に低くなっています。

問　まちづくりへの満足度(SA)

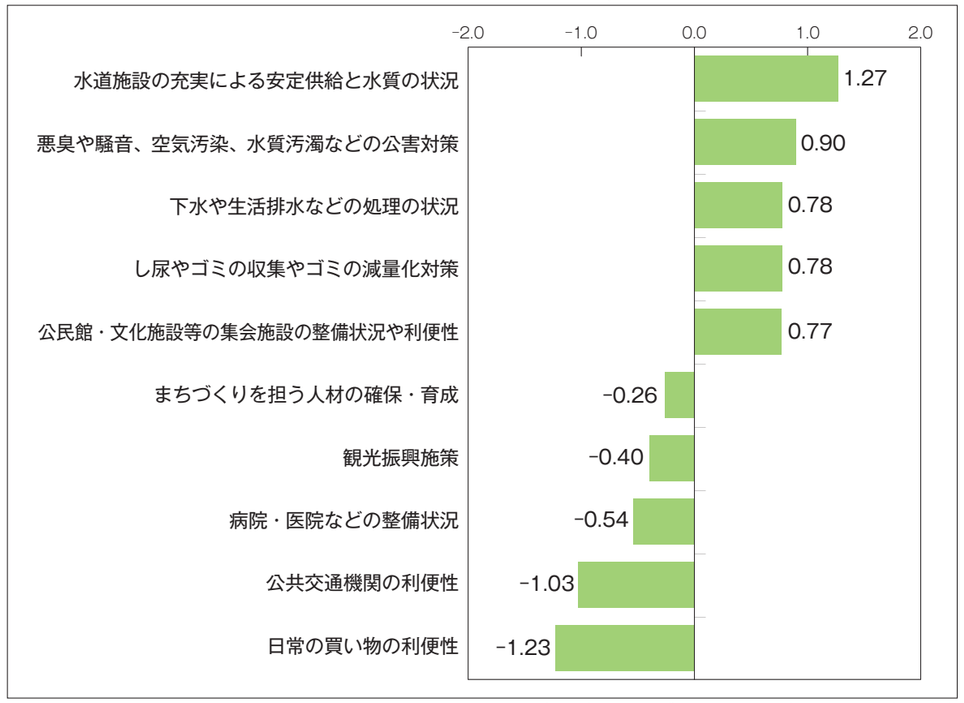

※（ＳＡ）：シングルアンサー（一つだけ選択回答）

＊「加重平均」について

「満足」から「不満」までの回答に、＋２～－２までの点数をかけて、回答者数（わからない、無回答除く）で割った数値です。全員が「満足」であれば「＋２」、反対に全員が「不満」であれば「－２」になります。

算式は以下の通りです。

｛｛「満足」×（2点）｝+｛「やや満足」×（1点）+｛「やや不満」×（−1点）｝+｛「不満」×（−2点）｝｝／回答者

2）将来の町づくりへの意向

（1）町の将来像

○ 町の将来像としては、「生活環境が整い、便利で快適に暮らせるまち」47.9％と「健康で安心して暮らせる医療や福祉が充実したまち」45.7％が特に多くなっています。

問　町の将来像(2LA)

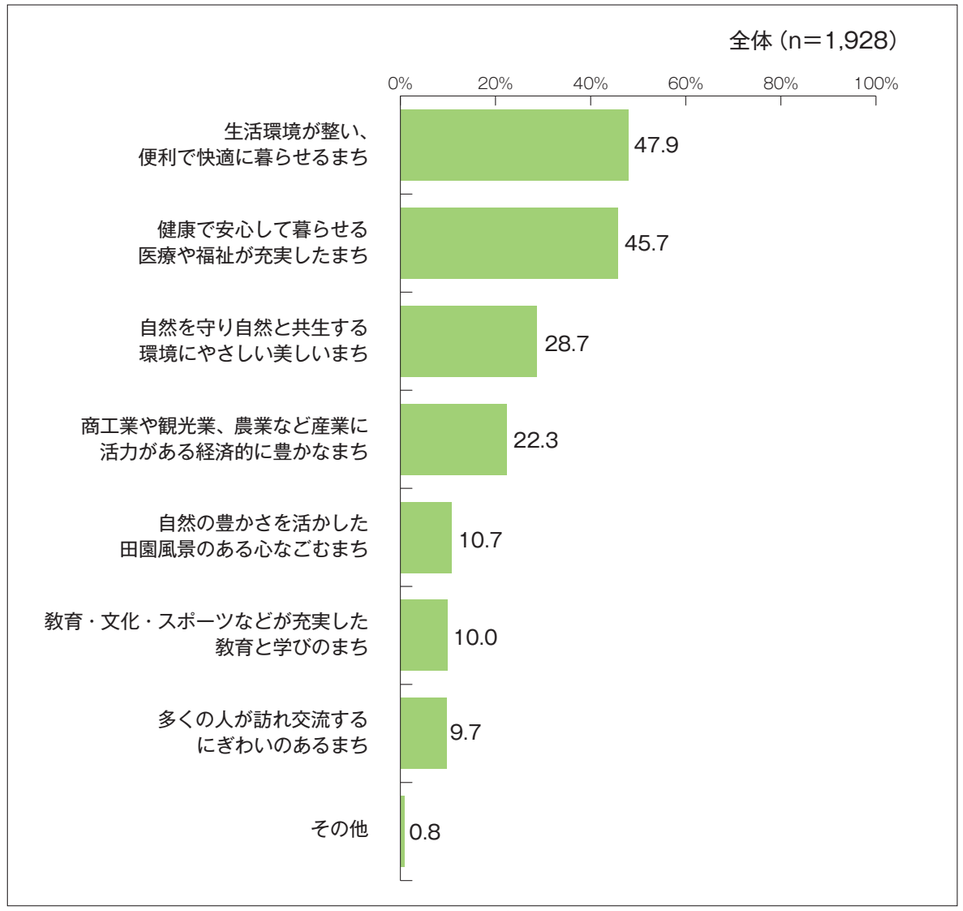

※（２ＬＡ）：リミテッドアンサー（２つまで選択回答）

（2）注力すべき分野

○ 注力すべき分野としては、「日常の買い物の利便性向上」64.1％が最も多く、以下、「公共交通機関の利便性向上」45.3％、「病院、医院などの充実」40.6％、「地震、水害、治山などの防災対策の充実」37.8％、「高齢者や障がい者への福祉・介護サービスの充実」35.6％と続いています。

問　まちづくりで注力すべき分野(MA)

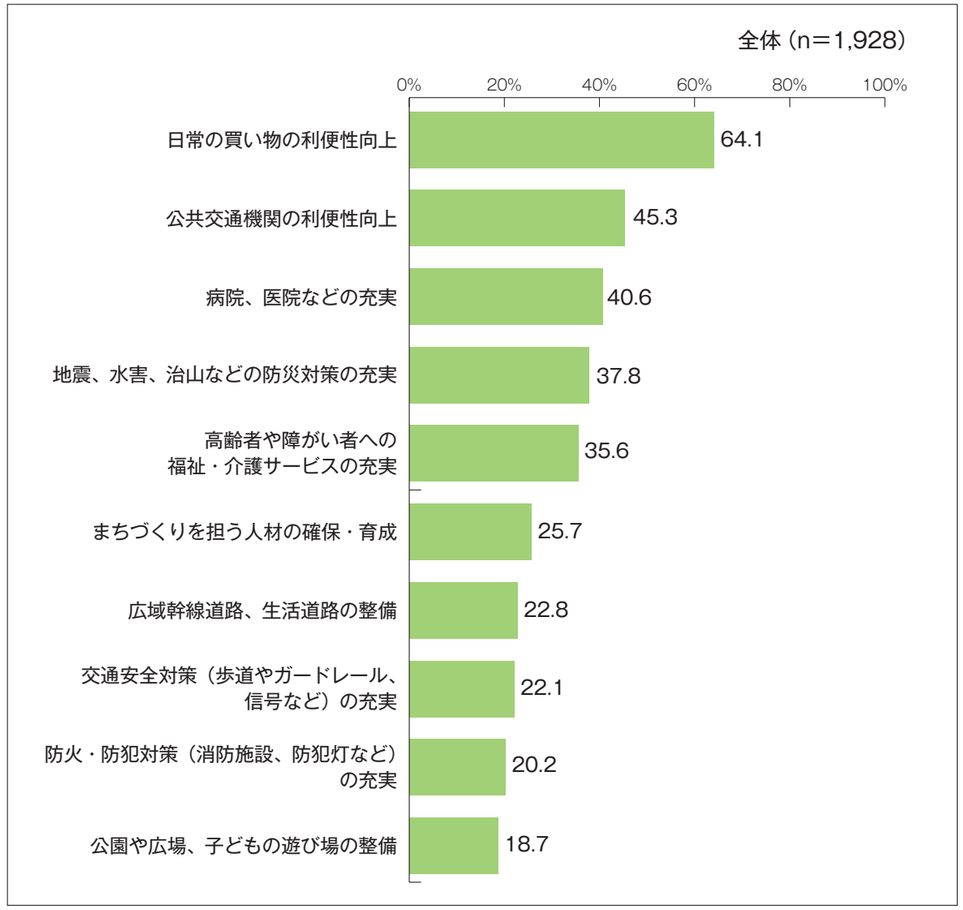

※（ＭＡ）：マルチアンサー（複数選択回答）

2 基礎調査やワーキンググループから

策定においての基礎調査やワーキンググループの意見交換で、評価について上げられたものの概要は以下のとおりです。

1）10年間で良くなった点

◎施設整備が進む

YLO会館が「きずな未来館」として改築整備、武道館も「すこやか交流館アーク」として改修整備され武道場のほかボルダリング施設としての利活用が可能になりました。

◎道路・交通網の広がり

富士吉田西桂スマートIC※が供用開始になるとともに県道718号の延伸整備が進められています。また、生活道路についても整備が進んでいます。中央高速バスも増便され新宿発の最終時間が延びた事から利便性が高まりました。

◎住民福祉の充実

少子化対策、子育て支援対策により保育や教育、経済支援等が充実するとともに、スクールガード等地域で子どもを見守る体制が充実しました。また、高齢者福祉体制についても充実しています。

◎防災、防犯体制の充実

住民の防災意識が向上し、地域防災体制や除雪体制も充実してきています。また、国や県の防災対策が進むとともに、街路灯、防犯灯の整備も進み防災、防犯意識が向上しています。

◎地域慣習の変化

地域の慣習や縛りが少なくなり、住民の自主活動や新しい物事の柔軟な受け入れ、移住者の受け入れなど開かれた地域になってきました。

※スマートIC（インターチェンジ） 高速道路の本線上またはサービスエリア、パーキングエリア等に設置されているETC専用のインターチェンジ。

2）10年間で悪くなった点

◎人口減少

人口減少が続き、少子化と高齢化が進んでいます。また、高齢者のひとり世帯も増加し、地域全体の活気が低下しています。

◎未利用地の増加

人口減少とともに空き家、空き地、遊休農地等が増加し防犯・防災や景観などにも影響しています。また、田畑、山林の管理や鳥獣害対策など課題が増えています。

◎生活利便性の低下

高齢化が進み移動弱者といわれる人が増えています。バス路線がなくなり公共交通が鉄道のみになっています。また、個人商店や事業主が減少し地域での買い物環境などの利便性が低下しています。

◎コミュニティの希薄化

地域行事が担い手不足などにより簡素化され、町民の交流機会が減少し地域住民の地元感が希薄化しました。また、地域文化やコミュニティ維持への危機感が高まっています。一方で行政需要も高まりニーズが多様化し、限られた人員での対応が難しくなっています。

1 地域への愛着の向上と定住促進

人口減少対策は大きな課題ですが、その解決には幅広い分野での時間をかけた取り組みが必要になります。住民が町に愛着と誇りを持って暮らす地域でなくてはなりません。そのためには、子どもの頃からの郷土教育による地元意識の醸成や町の文化や歴史の保全、伝承に努める必要があります。

また、便利で快適で暮らしやすい町として、町外の人や出身者がUターンしたいと思う町づくりの基本は、住んでいる人々の生活満足度が高く、安定した仕事や雇用環境、定住できる住宅整備などが重要です。

加えて、若者が活躍できる町、子育てしやすい教育の町として知名度の向上にも取り組む必要があります。

2 計画的な都市基盤の整備と安全・安心の町土づくり

近年、国内でも地震や風水害などの大規模な災害が続いています。防災に対する住民の意識も高まり、近隣と連携した自助、共助への取り組みも見られます。災害の発生時には、被害状況の把握や救援要請などの拠点となる所が必要ですが、町では十分な機能を持つ公共施設がない状況です。安全で利便性の高い新庁舎の建設を推進し、災害が発生した際に防災拠点としての機能を持つ公共施設としてその整備が求められます。

道路網は順次整備が進み、富士吉田西桂スマートICの供用が始まり、接続道路として県道富士吉田西桂線も延伸工事が進められ、国道139号の渋滞も軽減されています。しかし、生活道路は緊急車両の通行が難しい狭隘な道路もあり計画的な整備が求められます。

一方、高齢化と人口減少により、空き家・空き地、遊休農地の増加が予想され、平坦で利用しやすい土地が少ない当町においては、有効な農地利用や空き家・空き地の有効活用を進める必要があります。

3 生活利便性の向上

日常生活における買い物の利便性の向上や公共交通の充実についての要望がアンケート等で多くあげられています。

車社会の進展で買い物エリアは広域化し、富士吉田市や都留市など近隣市に出かけています。今後、車を持たない高齢者等にとっては、近隣の買い物環境の充実が課題となります。

また、町内には公共交通として富士急行線三つ峠駅があり近隣市町間の移動手段となっていますが、町内や駅周辺からの公共交通がなく、移動手段の確保が課題となっています。

4 子育てと住民福祉の充実

子育て支援対策は、妊娠から出産、保育と切れ目のない施策を推進し、「子育ちのまち」として重点的に取り組んできました。また、小中一貫教育を目指した取り組みをしています。今後も、小学校、中学校が連携し、きめ細かい、子どもたちの個性に合わせたよりレベルの高い幼児教育・学校教育を推進する必要があります。加えて、郷土学習や地域文化の伝承により、地域に誇りと愛着を持った子どもの育成が望まれます。

一方、家族構成や就労形態の多様化などを背景に、子育て支援に対するニーズは多様化が見込まれ、保護者ニーズを把握した施策展開が必要です。

また、高齢者人口は今後も増加傾向での推移となります。高齢者のみ世帯の増加とともに地域互助も難しくなり、福祉に関する行政需要はますます大きくなることが予想されます。保健･医療･福祉の連携や施設整備、人員の確保など福祉資源の確保は大きな課題となります。

5 活力ある地域産業の振興

地域で生活を営むためには、産業と雇用が重要な要件になります。農林業は小規模経営で高齢化と従事者の減少傾向が続いています。地場産業の織物工業は、新商品や販路の開拓等に積極的に取り組み、後継者の育成に努めています。また、アウトドアブームもあり一定の観光入込みのある、三ツ峠や三ツ峠グリーンセンター周辺、また、桂川の活用など、観光ルートとしての整備が考えられます。

富士吉田西桂スマートIC開設によりアクセスの良い町となり、今後は、観光の活性化や新型コロナウイルスによる地方志向やテレワーク化の時代に合わせた産業振興などを検討する必要があります。また、誘致企業の稼働開始や広域圏のごみ焼却場の建設着手などもあり、循環型の環境共生社会とリンクした町の活性化につながる有効な手立てを検討する必要があります。

6 効率と効果を考えた継続性のある協働の地域づくり

行政需要の多様化とともに、役場内部の業務も多様化、複雑化しています。窓口業務の一元化とワンストップ化は懸案ですが、庁舎建物や配置の問題により、難しいものとなっています。限られた人員で効率的な行政運営を目指すためには、職員の能力開発はもとより、情報通信技術の業務導入なども合わせて検討する必要があります。

一方、身近な自治組織として区の活動がありますが、地域の高齢化や加入率の低下などにより、従来の運営が難しくなっています。住民とのコミュニケーションを充実し、町民と行政が協働した町づくりを推進するためには、地区特性を顧慮した施策展開に努める必要があります。

また、今後も地方分権が進み行政ニーズが多様化すると同時に財政支出の増加も予想されます。ふるさと納税などによる自主財源づくりや効果的・効率的な行政運営と事務事業の検討を進めるとともに、地域住民との協働や広域圏での連携などを通じて、より充実した行政運営に取り組む必要があります。

第２部

基本構想

第1章 まちづくりの目標

第1節 理念と将来像

将来の西桂町をつくる基本的な考え方を「まちづくりの理念」として定めます。これは、町民と行政が共有し、まちづくりの様々な取り組みにおいて共通の指針となるものです。

まちづくりの理念

1．共に考えつくる参画のまちづくり

まちづくりは、町民と行政がそれぞれの役割を務めながら進めるものです。町に関わるすべての人が地域に関心を持ち、意見を出し合い理解しながら、共に考え参画するまちづくりを目指します。

2．次世代につなぐ誇れるまちづくり

まちの自然環境や歴史を知り、地域の伝統的な暮らしや地域文化を保全し磨きあげ、継承します。また、未来のまちを担う子ども達も、地域の人々とのふれ合いや郷土学習の中でふるさとへの愛着と誇りが持てるまちづくりを目指します。

3．活力ある豊かな暮らしづくり

豊かな生活を営むためには、産業に活力がある経済的な豊かさと、安心・安全と利便性が享受できる生活基盤の豊かさが両輪となります。社会ニーズと地域特性を活かした産業振興と安心して定住できる生活環境を整え、活力ある豊かな暮らしづくりを目指します。

第1節 理念と将来像

将来において目指すべきまちの姿を「まちづくりの将来像」として定めます。これは、まちづくりの最も基本となる目標です。

まちづくりの将来像

四季折々にその眺望が映える富士山。富士山遙拝の山、山岳霊場として歴史を刻む三ツ峠、桂川を挟んで南の倉見山と山岳景観の美しいまちです。桜、新緑、紅葉と山々の木々が季節の移り変わりに彩られます。

山中湖を水源にまちを縦断する桂川は相模川の源流。加えて、三ツ峠からの柄杓流川、まちから湧き出る中野川は貴重な水資源であり、生活用水としてだけではなく農業用水、工業用水として利用され、今日も水が豊富なまちとなっています。

また、桂川の水質は機物に光沢を出すのに適した水と言われ、まちの織物産業を支える水でした。豊かな自然環境が、生活に寄り添うとともに産業発展の礎となりました。自然の恩恵を知恵と工夫で、数多くの先人たちが連綿と受け継いで今日に至りました。

私たちも、後の歴史でコロナ禍の時と言われるであろう困難な状況の中を知恵と工夫で乗り越え、地域を未来の世代に継承しなくてはなりません。これからも、自然環境を大切にしながら、町民一人ひとりがまちづくりの主役として知恵を出し合い、共に未来をつくるまちを目指します。

将来像

豊かな自然　輝く未来を紡ぐ
水のまち　にしかつら

第2節 人口の将来推計

（1）人口予測

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、当町の人口は今後も減少傾向で推移し、2040 年以降は 3,000 人台の維持が難しい予測となっています。

人口減少は日本全国の共通課題となっています。しかし、急速な人口減少は地域経済の衰退や地域社会の担い手の不足など様々な問題を招きます。減少速度を緩やかなものにし、若年層の流入人口の増加施策などに取り組み、少子高齢化社会に対応していくことが今後の課題になります。

	2025 年 前期計画期間	2030 年 後期計画期間	2035 年	2040 年
総人口	3,860	3,596	3,319	3,040

※国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成 30 年）』

（2）人口設定

当町の総人口は、4,238 人（2020 年・令和 2 年 4 月 1 日・住民基本台帳）で、減少傾向が続いています。少子高齢化が進み、当面は減少傾向が続くと想定されます。

今後は地域産業の活性化及び新しい産業の誘致や創出、子育て支援など福祉施策の充実、生活利便性の向上による定住環境づくりへの取り組みを進めることで急激な人口減少を抑制することにより、設定人口（2025 年・令和 7 年）4,000 人、設定年次の（2030 年・令和 12 年）3,800 人と設定します。

	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年
	実績（住基 4/1）		設定値	
総人口	4,545	4,238	4,000	3,800

土地利用は、まちの全体方向を形成する重要な要素であるとともに、地域の産業や日々の暮らしとも深く結びついている大切な要件でもあります。

当町は、面積の約８割が森林で占められ、農用地や宅地等に使える土地は限られています。町土の利用に当たっては、長期的な地域づくりの視点に基づき、各種計画との調整を図りながら、次のような事項を基本として臨みます。

1 土地の有限性、重要性の認識を深めながら、長期的、全町的な視点に立った土地の有効利用に努めます。

2 利便性の向上や経済的な発展とともに、まちで暮らし、働く人々の安全性を守るため、地域の理解に基づき、開発を促進する土地と保全整備する土地の明確化ならびに調整を図ります。

3 自然環境の保全と防災の視点から森林・河川等の国土保全を図るとともに、地域の景観や生態系と調和する環境づくりに努めます。

4 秩序と調和のある効果的な土地利用を推進するため、土地利用に関わる法規をふまえ、庁内連携のもと各種計画の適切な運用と調整機能の強化を図ります。

第2章 計画の推進

第1節 行政経営の基本方針

当町では、総合計画の推進にあたって、次に示すことを行政経営の基本方針と位置づけ、将来像の実現に向けて取り組みます。

1．町民との協働の推進

町民と行政がまちの将来像を共有し、相互に連携し、ともにまちづくりを担う協働型の地域社会を目指します。

2．町民ニーズの把握と満足度の向上

多様化する町民ニーズに的確に対応できる体制を整え、町民満足度の高い行政サービスの提供を目指します。

3．町政情報の透明性の向上

町政に関する情報の提供にあたっては、積極的な公開を行い、町民と情報を共有することにより透明性の向上を図り、わかりやすい行政運営を目指します。

4．人材の育成

職員のさらなる資質向上を目的に、能力や実績等を重視した人事評価制度の構築や研修体系の見直しを進め、質の高いサービス機関としての役場の確立を目指します。

5．効率的な行政運営の推進

限られた資源で的確に町民ニーズに対応していくためには、行政サービスや管理業務全般にわたり費用対効果を検討し、民間委託も視野に、効率的な体制の整備を推進します。

6．自主性・自立性の高い財政運営の確保

補助金の見直しや公共事業のコスト縮減等による歳出の効率化を推進するとともに、町税等の徴収率向上や公共施設の使用料の見直し、町有財産の有効活用による歳入の充実に努め、自主性・自立性の高い財政運営を目指します。

第2節 計画の検証と評価

「計画（Plan）ー実施（Do）ー検証・評価（Check）ー改善・見直し（Action）」のしくみにより、施策・事業を評価し、効率的かつ効果的な行政運営を図ります。このしくみを総合計画の進行管理に活用し、着実に計画を推進します。

（1）計画（Plan）

前期基本計画で示す施策を具体化し、着実に実行に結びつけるための実施計画を毎年度策定します。

（2）実施（Do）

実施計画のもと、成果を常に意識して、事業を実施します。

（3）検証・評価（Check）

実行した事業が効果的なものであったか、計画に対する達成度や効率性、必要性を検証・評価します。

（4）改善・見直し（Action）

検証・評価の結果を翌年度の実施計画に反映させます。

第3節 総合戦略および行財政改革との連動

総合計画を実行し将来のまちづくり目標を達成するためには、総合戦略と行財政改革との連動が必要です。

総合戦略は東京圏への一局集中を是正するため、産業振興による地域活性化、子育て支援や生活環境の整備など人口増加と定住環境づくりを主な取り組み領域としています。

行財政改革は、事業や取り組みを推進する上での、町民参加と情報公開、庁内組織づくりや人材育成、コスト意識の醸成など、効率的・効果的な行財政運営を目指す庁内計画です。

これらの計画が三位一体となって連動しながら、将来像の実現に向けて取り組みを進めます。

第３章　分野別の基本方針

西桂町の将来像「豊かな自然　輝く未来を紡ぐ　水のまち　にしかつら」の実現に向けて、６つの分野における基本方針を掲げ、各分野における施策を計画的に推進します。

1 清流と豊かな緑を育むまち

三ツ峠や倉見山、桂川の清流などの豊かな自然環境を保全する一方、自然と親しめる環境整備と、自然に配慮した地域景観づくりに努めます。また、住民の理解と協力により、分別収集や資源化物収集を促進し、リサイクルやごみの排出抑制に取り組み循環型社会の構築を目指します。加えて、河川の美化や上下水道の整備などを通じて、きれいな水のまちとして、自然と生活環境の調和したまちづくりを進めます。

1	緑と水に親しむ空間の形成
2	ふるさと景観の形成
3	環境保全・循環型社会の構築
4	水道・下水道事業の推進

2 快適で安全に暮らせる強靭なまち

公共施設や住宅の長期的、計画的な整備の推進と、未利用地や空き家等の有効な利活用方法を検討し、限られた町土の有効活用に努めます。また、関係機関と連携しながら道路整備を促進するとともに、住民ニーズを把握しつつ移動手段の確保を検討し、定住環境の充実を図ります。また、住民の参画を得ながら、交通事故や犯罪の防止、防災体制の整備充実を進め、安全で安心な地域づくりに努めます。

1	町土の有効利用と市街地整備の推進
2	道路交通網・公共交通体系の確立
3	地域の安全強化
4	地域防災の推進

3 活力ある交流のまち

農林業の経営基盤の充実と次世代への継承ができる環境づくりや仕組みづくりを支援します。商工業については、商工会など関係組織と連携し事業者の活動や取り組みを支援し、地域資源を活かした事業の創出や企業の誘致など産業の活性化に努めます。また、町内外の人々の目を通し、新たなまちの魅力を創出し積極的に情報発信し、豊かな交流のあるまちを目指します。

1	農林業の振興
2	商工業の振興
3	観光の振興

4 健やかに安心して暮らすまち

乳児から高齢者まで、健康で充実した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の各分野の連携を強化し施策を進めます。また、妊娠期から育児、保育と切れ目のない子育て支援を推進するとともに、高齢者や障がい者を地域でともに支えあい、誰もが安心して暮らせる社会づくりに努めます。

1	保健・医療の充実
2	子育て支援の推進
3	高齢者・障がい者福祉の充実
4	地域福祉の充実

5 学び合う歴史をつなぐ文化のまち

年令に関わらず、住民自らが学ぶ意欲や健康づくりに取り組める環境整備に努めるとともに、時代の要請や変化に対応できるよう、子どもたちの生きる力を育む学校教育の推進や地域と一体となった育成環境の整備を進めます。また、地域の歴史・文化の保全と継承を促進し誇れる郷土づくりを推進します。

1	生涯学習の充実
2	学校教育の推進
3	青少年の健全育成
4	地域資源の保全・活用

6 共に考え共創する参画のまち

町民主役のまちづくりのために、行政情報の周知、開かれた役場環境づくりを推進します。加えて、防災拠点機能を備えた、安全で利便性の高い庁舎を整備します。一方、行政の役割と住民ニーズの多様化に対し、情報通信技術などの導入も検討しつつ、限られた人員での行政運営の効率化および健全な財政運営に努めます。また、町民はもとより、周辺自治体との広域連携を充実し、様々な協働体制での取り組みを充実します。

1	町民参加とまちづくり
2	地域情報化の推進
3	行財政運営の充実

施策体系

理念 ● 共に考えつくる参画のまちづくり ● 次世代につなぐ誇れるまちづくり ● 活力ある豊かな暮らしづくり

将来像 ● 豊かな自然 輝く未来を紡ぐ 水のまち にしかつら

計画体系

- 1 清流と豊かな緑を育むまち
  - 1 緑と水に親しむ空間の形成
  - 2 ふるさと景観の形成
  - 3 環境保全・循環型社会の構築
  - 4 水道・下水道事業の推進
- 2 快適で安全に暮らせる強靭なまち
  - 1 町土の有効利用と市街地整備の推進
  - 2 道路交通網・公共交通体系の確立
  - 3 地域の安全強化
  - 4 地域防災の推進
- 3 活力ある交流のまち
  - 1 農林業の振興
  - 2 商工業の振興
  - 3 観光の振興
- 4 健やかに安心して暮らすまち
  - 1 保健・医療の充実
  - 2 子育て支援の推進
  - 3 高齢者・障がい者福祉の充実
  - 4 地域福祉の充実
- 5 学び合う歴史をつなぐ文化のまち
  - 1 生涯学習の充実
  - 2 学校教育の推進
  - 3 青少年の健全育成
  - 4 地域資源の保全・活用
- 6 共に考え共創する参画のまち
  - 1 町民参加とまちづくり
  - 2 地域情報化の推進
  - 3 行財政運営の充実

第３部

基本計画

第1章 清流と豊な緑を育むまち

第1節 緑と水に親しむ空間の形成

現状と課題

当町は、豊かな自然の恩恵を受けて発展してきました。三ツ峠や倉見山に代表される緑あふれる山の自然、まちを流れる清らかな水は貴重なまちの財産となっています。また、珍しい高山植物などを含め、様々な生物の生育・生息地となっています。これらの自然や水辺環境を、町民の憩いと自然学習の場として整備するとともに、保全活動を推進し、未来の子どもたちへ残していくことが課題となっています。

かつて日本一を誇ったクマガイソウの群生地の復元事業を実施するとともに、三ツ峠や倉見山の登山道整備を進めてきました。今後も継続して、安全な歩行空間の確保に努め、自然に親しみやすい環境づくりを進めていく必要があります。また、桂川ならびに柄杓流川に隣接して、それぞれ桂川公園、三ツ峠さくら公園の整備を行ってきました。これらは、水に親しみ遊ぶことのできる水路や池などを設けて作られた親水公園であり、適切な維持管理が課題となります。

自然に親しむ空間づくりは、自然を大切にする心を育み、自然を守ることにつながります。町民の自主活動やきれいにする会などのボランティア団体による清掃活動など、地域が一体となって自然を守る活動のさらなる活性化が期待されています。

基本方針

西桂町の自然に親しむ環境づくりに努め、町民の自然を大切にする心を育みます。さらに、地域で一体となった自然環境保全活動に取り組み、豊かな自然を未来の子どもたちへ伝えていきます。

施策の体系

緑と水に親しむ空間の形成
- （1）緑に親しむ空間の形成
- （2）水に親しむ空間の形成

主要施策と内容

（1）緑に親しむ空間の形成

❶ 三ツ峠、倉見山の登山道や散策路の点検・整備に努め、クマガイソウ群生地の適切な維持管理など、緑や自然に親しみやすい環境づくりを推進します。

❷ 豊かな自然の中にある様々な生物との共存・共生に努め、自主活動やボランティア団体の活動を支援するとともに自然学習の場の創出を推進し、町民の自然に対する意識高揚を図ります。

（2）水に親しむ空間の形成

❶ 親水公園の適正な維持管理に努め、水に親しむ環境づくりを推進します。

❷ 町民やボランティアの協力を得て、河川敷等への植栽や美化活動を推進します。

現状と課題

周囲を豊かな自然に囲まれた当町は、ほぼ中央部を東西に流れる桂川と三ツ峠から流出する柄杓流川の合流地点を中心とした川沿いのわずかな平坦部に集落が広がっています。桂川から水を引くために最初の水路が造られたのは、今から330年以上も前になります。その後、長い年月をかけて、民家や水田と水の流れが立体的に織りなす独特な表情がつくられてきました。大正時代の織物業の隆盛を支えたのも豊富な水だったと言えます。現在に残る西桂町の風景は、自然とともに先人たちが培ってきた知識や技術と日々の生活の積み重ねの結果として形成されたものです。

しかしながら、昭和から平成、令和の時代の移り変わりの中で、生活様式や産業構造が変化し、それに併せて街並みや風景が変わってきました。高齢化や後継者不在による廃業店舗、空き家などについては、景観のみならず、防犯、防災の観点からも対応が求められています。また、田園景観を守るためには耕作放棄地の再整備について、その有効利用を検討する必要があります。当町の優れた自然景観を保全するとともに、道路整備や開発に伴う景観形成の誘導や先人の日々の営みを伝える街並み風景の保全などについて、地域一丸となって考える必要があります。当町のふるさとの風景を未来へと残していくことは、現在の私たちの使命であり、良好な景観づくりに努めなくてはなりません。

基本方針

自然とともに先人たちの営みがつくりあげてきた西桂町特有の風景を守るとともに、町民の協力を得ながら、美しい街並み、良好な景観の形成に努めます。

施策の体系

ふるさと景観の形成
- （1）ふるさと景観形成への取り組みの強化
- （2）ふるさと景観の整備

主要施策と内容

（1）ふるさと景観形成への取り組みの強化

❶ 西桂町景観計画および景観条例等に基づき、良好な景観の形成に努めます。
❷ 公共施設の整備などの際には、景観形成に配慮した事業推進に努めます。
❸ 標識や屋外広告物が景観に及ぼす影響について、調査・研究を進めます。

（2）ふるさと景観の整備

❶ 富士急行線三つ峠駅周辺の整備計画について検討を進めます。
❷ 昔ながらの生垣が残る集落の景観保全を推進します。
❸ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動など自然環境の多面的機能を支える協働活動を支援します。
❹ 町民の協力のもと、千本さくらの里計画に基づき、三ツ峠登山道沿い、町内公共用地に植栽した約 1,000 本の桜の木の適切な維持管理を推進します。

現状と課題

物質的な豊かさを追求する大量生産・大量消費、それに伴う大量廃棄の生活は、環境に大きな負荷を与えています。

地球温暖化対策については、温室効果ガス削減対策として公共施設への太陽光発電の導入や省エネルギー化を推進し、今後も継続的な取り組みが求められます。

また、「環境保全・循環型社会の構築」を目指し、環境保全、リサイクルの推進、ごみの排出抑制の推進に取り組んでいます。そこで、町民や事業者の協力のもと、ごみの再資源化･再利用への取り組みやごみの減量化に努める必要があります。

現在、ごみの減量化とリサイクルを進めるため、分別収集、資源化物収集、粗大ごみや処理困難ごみの収集などを実施するとともに、山間地や河川への不法投棄未然防止策としてフェンスの設置やパトロール等を行っています。循環型社会の構築は、町民一人ひとりの意識が大切であり、一人ひとりができることから実践していくことが求められています。

今後も、地域ぐるみでごみの減量化とリサイクルを強力に推進していくほか、太陽光発電など再生可能な自然エネルギーの利用についても調査・研究し、町として効果的な取り組み方を検討していく必要があります。

基本方針

町民、事業者との協力のもと、循環型社会の構築を目指して、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の３Ｒを推進します。また、豊かな自然と調和し、うるおいのあるまちをつくるため、環境保全への取り組みを強化します。

施策の体系

環境保全・循環型社会の構築
- （1）環境保全への取り組みの強化
- （2）リサイクルの推進
- （3）ごみの排出抑制の推進

主要施策と内容

（1）環境保全への取り組みの強化

❶ 温室効果ガスの削減に向けて、地球温暖化対策実行計画に基づき、公用車のハイブリッドカーへの移行や環境に配慮した公共施設の整備等を推進します。
❷ 住宅用太陽光発電システム等への助成やその他の効果的な取り組み方を検討し、自然エネルギーの有効活用を推進します。
❸ 動物愛護についての町民理解を醸成するとともに、周辺環境への影響等を配慮したペットの飼い主の責務などについての意識啓発と情報提供に努めます。

（2）リサイクルの推進

❶ 広報等による啓発活動を推進し、限りある資源を大切にする意識の高揚を図ります。
❷ 町民、事業者との協力のもと、ごみの分別排出の徹底に努めます。
❸ 資源化物集積場の設置と適切な運営管理に取り組み、資源化とリサイクルの推進を促進します。

（3）ごみの排出抑制の推進

❶ 指定ごみ袋によるごみ処理を検討します。
❷ 家庭から出る生ごみを自己処理するための容器ならびに機具に対して、購入費の一部を補助し、排出抑制を図ります。
❸ 不法投棄を未然に防止するため、パトロールを強化するとともに、広報等による啓発活動を強化します。また、不法投棄防止に有効な防護柵等の設置を進めます。

ごみ処理の推移

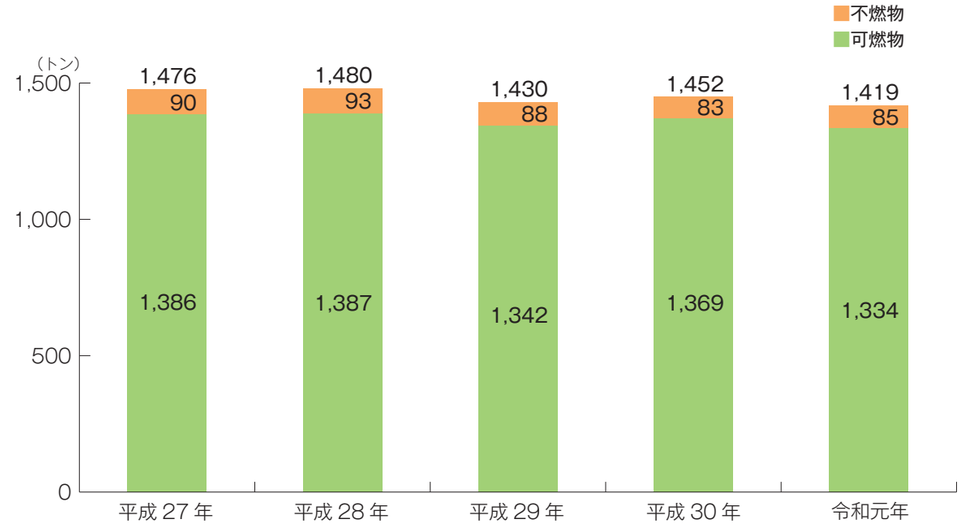

資料：西桂町一般廃棄物収集運搬月報

資源化物回収の推移

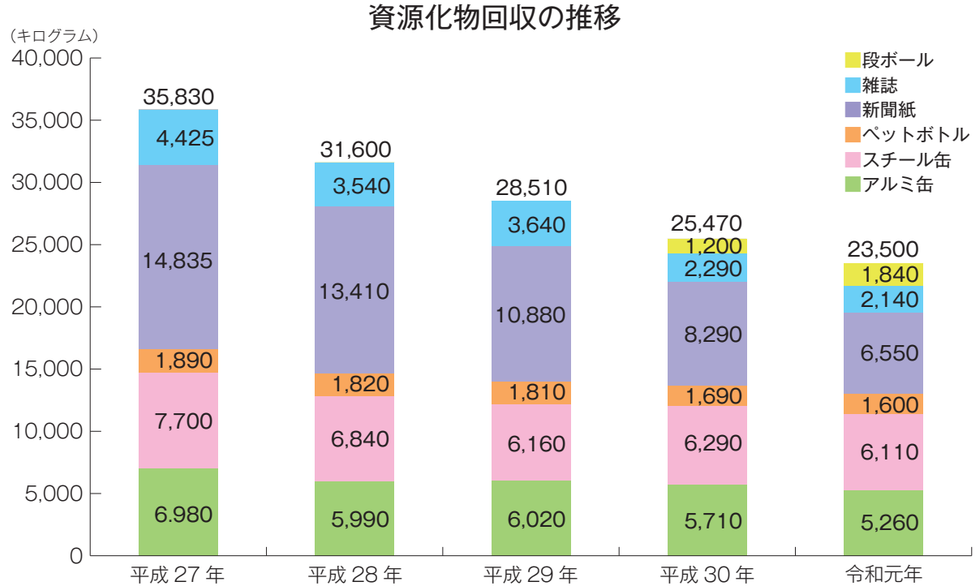

資料：西桂町資源化物回収明細書

現状と課題

水道は最も重要なライフライン※のひとつであり、町民の生活や産業活動を営む上で欠かせない都市基盤です。

当町は清らかな水とともに発展してきた町であり、水は西桂の象徴とも言えます。これまで、配水地の建設や補修等の水道施設の充実を図り、貯水能力の向上や安定した供給体制の整備を行ってきました。水道水に対する町民からの満足度も高く、安全でおいしい水の安定的な供給を将来にわたって持続していくことが求められます。そのためには、老朽化した施設の更新や長期的な視点での施設の維持管理、水道事業の経営強化が課題であり公営企業会計への移行についても慎重に検討する必要があります。また、災害時においても、町民への影響を最小限にとどめ、安定した供給を行えるよう整備の充実が必要となります。

下水道は、水質汚濁を防止し、快適で衛生的な生活環境を確保するために必要不可欠な役割を担っています。当町では計画的に整備を進め、平成 31 年３月末時点で、供用開始区域内の普及率 56%、接続率 70%となっています。今後も、計画的な下水道の整備を進めるとともに、接続率の向上に努めていくことが課題です。

基本方針

安全でおいしい水を安定して供給するため、老朽化した施設の更新や設備の整備を計画的に推進します。さらに、災害時にも強い給水体制の確保を目指します。また、水質保全を図るため、下水道の計画的な整備を進めるとともに、接続率の向上に努めます。

施策の体系

- 水道・下水道事業の推進
  - （1）水道事業の推進と経営の強化
  - （2）下水道事業の推進

※ライフライン（英・lifeline）命綱の意味から、上下水道、電力、ガス、道路、通信等の生活必須基盤のことを指す。

主要施策と内容

（1）水道事業の推進と経営の強化

1. 安全な水の安定供給のため、老朽化が進んでいる水道施設の充実を図ります。
2. 水量・水圧の安定確保のため、配水管の点検や布設替えを計画的に進めます。
3. 水の効率的な利用のため、漏水調査を継続して実施するとともに、節水に対する町民の意識啓発を図ります。
4. 災害時のライフライン確保のため、水道施設ならびに配水管等の耐震化に努めます。
5. 水道料金の見直しや経費削減を図るとともに、豊富な水の有効活用に努め、水道事業の経営の健全化と公営企業会計への移行について検討します。
6. 井戸水の水質保全について検討を進めます。

（2）下水道事業の推進

1. 下水道整備を計画的に推進し、普及率の向上に努めます。
2. 供用開始区域における住民説明会や個別訪問の実施とともに、下水道事業に対する啓発活動を推進し、接続率の向上に努めます。
3. 下水道普及における町民の模範となるよう、公共施設の下水道接続を推進します。

簡易水道の利用状況

	給水人口（人）	取水量（㎥／年）	給水量（㎥／年）	一日最大給水量（㎥／日）
平成 27 年	4,432	902,249	543,868	3,612
平成 28 年	4,407	790,261	542,987	2,957
平成 29 年	4,310	785,787	551,077	3,251
平成 30 年	4,266	778,312	531,119	2,618
令和元年	4,204	751,054	497,929	2,514

取水量＝年間総配水量（配水池から出した水量）
給水量＝年間有収水量（料金収入があった水量）
資料：公営企業決算統計

下水道の整備状況

令和2年3月31日現在

全体計画		処理区域		普及率
面積（ha）	行政人口	面積（ha）	区域内人口	
106.88	4,241	73.8	2,445	57.7%

資料：令和元年度末公共下水道普及状況等調査

第2章 快適で安全に暮らせる強靭なまち

第1節 町土の有効利用と市街地整備の推進

現状と課題

当町は、面積の約８割が森林であり、農用地や宅地等に使える土地が限られる中、公共施設の整備や快適な住環境の確保、文化・交流などの拠点整備など、適正な土地利用の推進を図ってきました。

現在、町の市街地エリアの既存宅地以外の用地には、農地等の利用に制限のある土地もあります。今後延伸が進む県道富士吉田西桂線の整備などに伴い、産業振興や空き家、空き地の移住施策への活用など、土地利用についての検討が求められます。

公共施設整備については公共施設管理計画や個別施設計画により、計画的な施設整備や修繕を進める他、駅前および役場周辺の市街地整備についても将来的なまちづくりの方向性を検討し事業推進する必要があります。

加えて、森林環境譲与税制度も始まり、林地台帳に基づき林地の林業経営者への集積や委託管理などの手法を検討しながら、適正な林地管理の促進が求められます。

今後も、安全で快適な住環境の創出と定住化の促進につながるように、コンパクトな地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めることが課題になるとともに、年齢や障がいの有無を問わず、誰もが安心して快適に利用できる移動空間や施設の整備を進め、すべての人の社会参加や交流を促進するまちづくりが必要です。

基本方針

計画的な市街地の形成を図るとともに、定住を促す良好な住環境の確保や自然環境を保全するため、適正な土地利用の推進に努めます。また、誰もが安心して、快適に暮らすことのできるまちづくりを目指します。

施策の体系

町土の有効利用と市街地整備の推進
- （１）計画的な土地利用の推進
- （２）公共施設や住環境の整備
- （３）人にやさしいまちづくり

主要施策と内容

（１）計画的な土地利用の推進

❶ 農用地については、保全すべき農地の整備とともに、荒廃農地や遊休農地解消のため、担い手への農地の集約化や農地法をはじめとする関係法令との調整を図りながら、土地利用の転用も含めた農地の有効活用について検討します。

❷ 森林については、林地の林業経営者への集積や委託管理などを促進するとともに、水源かん養や環境形成などの公益的機能の保全に努めます。

❸ 河川・水路については、水害発生の防止と水辺環境の保全・整備を図ります。

❹ 住宅地については、住宅需要と市街地形成に即した宅地の整備・確保に努めます。

❺ 工業用地については、用地需要を勘案し計画的な整備や有効活用を検討します。

❻ 所有や管理等に対策が必要な場合には、空き家対策特別措置法に基づき、空き家に対する適切な対応を検討します。

❼ 宅地供給や定住促進施策を充実するため、町営住宅や空き家、空き地の有効活用について調査・研究を進めます。

（2）公共施設や住環境の整備

❶ 公共施設については、公共施設等総合管理計画のもと計画的な整備・修繕を行います。
❷ まちづくり交流センターきずな未来館を、子育て支援や町民の交流施設として生涯学習や子どもの居場所としての有効活用を図ります。
❸ 町営住宅の土地利用や有効活用を検討するとともに、入居者の視点に立ち、高齢者や障がい者に配慮するとともに、若年世帯のニーズも考慮した改修を検討し、良質な住宅の提供を目指します。
❹ 公共施設の耐震化を図るとともに、木造住宅の耐震診断を進め改修を促進します。

（3）人にやさしいまちづくり

❶ 通勤・通学、観光など多くの人が利用している三つ峠駅舎および周辺の整備について検討します。
❷ 安全な歩行空間を確保するため、歩行者にやさしい道路環境の整備に努めます。

現状と課題

当町の道路網は、広域を結ぶ国道 139 号と県道富士吉田西桂線が中心となり、町民の生活や産業活動の基盤を形成しています。これらの道路では渋滞区間が見られるため、道路の拡幅や交差点の改善、接続している町道の拡幅等を進めてきました。今後も、生活や産業振興の基本となる安全性と利便性の高い道路網の整備が求められています。

富士吉田西桂スマート IC が 2018 年 4 月に大月方面出入り口、8 月に河口湖方面出入り口がそれぞれ供用開始され、町内からの高速道路アクセスがより近いものになりました。また、県道の延伸整備が現在も進み、一部供用が開始されていることから、国道 139 号や町内の道路の渋滞が緩和されました。

町民生活を支える生活道路については、円滑な交通を確保することが課題となっています。特に、地域によっては行き止まり道路や緊急車両の円滑な通行に影響のある狭隘な道路があり、計画的な整備・維持管理を進めることが必要です。

車社会の進展は、バスや鉄道といった公共交通の需要減少をもたらしました。当町においても、平成 21 年以降は路線バスが廃止となり、公共交通を取り巻く経営環境は厳しい状況となっています。しかし、医療施設や買い物等への移動手段の確保を要望する町民の意向も多く、マイカーなどの利用ができない町民の移動手段の確保、さらに環境問題への配慮の観点から、関係機関と連携して既存の公共交通の利便性向上に努めるとともに、地域の公共交通を支える新しい交通システムのあり方を検討していくことが課題となっています。

基本方針

広域を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、町民の生活に身近な道路や橋梁の整備・維持管理を計画的に進め、快適な道路環境の確保を図ります。また、町民のニーズに応じた公共交通のあり方を検討し、利便性向上に努めます。

施策の体系

道路交通網・公共交通体系の確立
- （1）広域的な道路体系の確立
- （2）狭隘な道路および橋梁の整備
- （3）公共交通体系の整備

主要施策と内容

（1）広域的な道路体系の確立

1. 富士吉田西桂スマートICにアクセスする県道富士吉田西桂線の整備を促進します。
2. 国道139号の渋滞緩和や生活道路の確保のため、町道ならびに農道の整備を検討します。
3. 広域を結ぶ県道の延長について、県や隣接自治体と協議し、円滑な広域道路の形成に努めます。
4. 町内の拠点施設や集落などを接続する道路網の計画的な整備に努めます。

（2）狭隘な道路および橋梁の整備

1. 防災・救急の視点を含め、安全で快適な町民生活のため、行き止まり道路や狭隘な道路の解消に努めます。
2. 主要橋梁12橋の橋梁長寿命化については、長寿命化計画に基づいて計画的な維持・補修を推進します。
3. 桂川沿いの遊歩道整備や、観光や登山などの来訪者に分かりやすい案内板など街歩きしやすい環境整備を図ります。

（3）公共交通体系の整備

1. 地域の実情や町民ニーズの把握に努め、関係機関と連携しながら、当町にふさわしい公共交通体系の構築（コミュニティワゴン※の確保など）を検討します。

※コミュニティワゴン（一般にはコミュニティバス） 地域住民の移動を確保するため市町村が運行するバスのこと。

現状と課題

安全で安心して暮らせる地域社会は町民の願いですが、社会の変化とともに事件や事故が複雑・多様化しています。犯罪の認知件数は、県内他市町村と比べ少ないものの、社会の安全性に対する不安感は高まっています。また、西桂町は、交通事故による死者数はほとんどありませんが、事故の発生件数や負傷者数は横ばいとなっています。さらに、架空請求等といった消費者トラブルの急増やインターネットに関連するネットショッピングやＳＮＳ等のトラブルも多く発生しています。

当町においては、警察はもとより、消防団や交通安全協会などとの連携と協力のもと、犯罪を未然に防ぐ活動や交通安全に対する啓発活動など、地域が一体となった防犯、交通安全活動を推進しています。さらに、学校や町民の協力を得ながら、児童・生徒の安全確保に努めています。

今後も、事件や事故のない地域社会の実現に向けて、地域における自主防犯活動の充実や交通安全意識を高める取り組みなど、様々な活動を継続していく必要があります。特に、消費者行政の推進にあたっては、消費者自らが正しい知識を身につけ、トラブルを未然に回避できるよう意識啓発を図るとともに、情報提供を積極的に行うことが求められています。加えて、消費者からの相談受付や的確に対応できる体制の整備が課題となっています。

基本方針

すべての町民が安全で安心して暮らせるよう、犯罪や交通事故のない地域社会を目指し、町民の自主活動を支援するとともに、警察や関係機関との協力体制を強化します。また、町民からの相談窓口としての機能の強化に努めます。

施策の体系

地域の安全強化
- （1）防犯活動の推進
- （2）交通安全対策の推進
- （3）消費者行政の推進

主要施策と内容

（1）防犯活動の推進

❶ 消防団や関係機関と連携し、パトロールや夜警など地域防犯活動を支援し、住民の防犯意識の向上を推進します。
❷ 防犯灯や外灯及び防犯カメラの設置を進め、犯罪・事故防止のための環境を整備します。
❸ 多様化する犯罪に対して、警察や各種団体との連携を強化し、町民が被害に合わないような体制の整備に努めます。

（2）交通安全対策の推進

❶ 道路交通法の改正も踏まえて、単年度と５カ年の長期計画で策定されている交通安全計画の見直しを行います。
❷ 交通安全に関する団体との協力体制を強化するとともに、学校と連携した児童・生徒の交通安全教育の推進や様々な媒体を活用した広報・啓発活動および交通安全運動を推進します。
❸ 事故の発生箇所や発生状況を把握し、関係機関と連携のもと適切な交通環境の整備に努めます。
❹ 保育所周辺に設定されているキッズゾーンの安全対策を進めます。

（3）消費者行政の推進

❶ 消費者トラブルを防ぐための正しい知識の普及と情報提供に努め、消費者意識の高揚を図ります。
❷ 消費者被害の未然防止や的確なアドバイスを行うため、苦情処理や相談体制の充実に努めます。

現状と課題

当町は、急傾斜地や山間河川の沢地がある河岸段丘の地形になっています。そのため、各地区の特性に応じた自主防災組織の強化をはじめ、自助・共助を養うため防災講演会などを通じて防災知識や地域住民が自ら考え実施する地域防災訓練等の積極的な開催の支援が求められます。災害に対する防災・減災対策の第一は、命を守ることを最優先とすることで、避難による自助を求める一方、自ら避難できない状況にある方への対策として個別支援計画などの作成に力を入れていくことが必要です。また、避難所生活を充実させるために、避難所における施設環境の整備や備蓄品・資機材の充実などが求められる一方、感染症を考慮した必需品の備蓄や避難所内環境の整備も併せて求められています。

また、消防団などの防災関係団体と連携した地域防災力の強化は必要不可欠で、「自助・共助・公助」が互いに連携し、地域が一体となった防災体制の強化が課題となります。

さらに、当町を含む県内の市町村の大部分が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されています。また、富士山噴火については、広域的な対応が必要なことから、県域を越えて構成されている富士山火山防災対策協議会をはじめ、県や近隣市町村で構成する４つの協議会が防災対策関連の活動を行っています。

これまで、災害時の相互応援協定の締結や富士山火山防災避難マップの作成などを進めてきました。さらに、富士山火山における３県（山梨県・静岡県・神奈川県）連携による富士山火山防災対策協議会において、富士山火山広域避難計画の策定がなされ、今後はその計画に基づいて、当町独自の避難計画策定を進める必要があります。

防災対策の強化を求める町民の意向も高く、ソフト・ハードの両面で今後も災害に強いまちづくりが求められています。土砂災害等の発生抑止対策を県と連携し推進していくことが求められます。

基本方針

災害に強いまちづくりを目指して、町民と行政、関係団体が一体となり、総合的な地域防災力の強化に努めます。また、防災対策の充実を図るとともに、自主防災組織や防災ボランティアの育成を図ります。

施策の体系

地域防災の推進
- （1）防災意識の高揚
- （2）防災体制の充実
- （3）防災施設の整備と防災対策の充実

主要施策と内容

（1）防災意識の高揚

❶ 防災訓練を実施し、町民の防災意識の高揚を図ります。
❷ 広報やホームページ、新しい情報通信システムなどを活用し、災害危険箇所や避難場所の周知を図るとともに、防災に関する情報提供を積極的に行います。
❸ 災害時、町民が安全かつ速やかに避難できるよう、避難マニュアル等の作成を促進します。
❹ 消防団等関係団体と連携し、住宅用火災警報器の維持管理についての情報提供、意識啓発を促進します。

（2）防災体制の充実

❶ 自主防災組織の活動を支援するとともに、防災リーダー及び防災ボランティアの育成を強化します。
❷ 地域防災計画に基づいた災害予防に努めるとともに、防災マニュアルの整備を図ります。
❸ 食料品を含めた生活物資の優先的供給や飲料水確保のため、西桂町商工会との連携や町内事業者との協力体制の構築を図ります。
❹ 社会福祉協議会や民生委員、自主防災組織と協力し、要支援者に対する災害時の支援体制の強化を図ります。
❺ 県や警察、ボランティア団体の協力を得て、危険箇所のパトロールを実施します。
❻ 富士山火山防災対策協議会をはじめとした広域の協力体制の充実を図ります。

（3）防災施設の整備と防災対策の充実

❶ 災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設や防災資機材を計画的に整備・拡充するとともに、避難所における感染症・二次的健康被害予防に対する適正な対応を図ります。
❷ 山地における危険箇所の治山・砂防事業の推進を国や県に要望します。
❸ 一級河川や町内河川の整備促進を国や県に要望します。
❹ 山岳遭難の防止についての啓発に努めるとともに、遭難の発生に際しては、関係機関と連携・協力し、対処に努めます。

第3章 活力ある交流のまち

第1節 農林業の振興

現状と課題

輸入農作物の増加や鳥インフルエンザ、豚コレラ問題など、食の安全に対する意識が高まっています。生産者が見える安全な農産物や食料自給率の向上、地域農業の活性化を目的に、全国で地産地消を推進する取り組みが進められ、農産物直売所や産地直送便などの利用者が増加しています。

当町の農業は、地形的な制約から、桂川並びに柄杓流川沿いに農用地が散在し、小規模な水稲栽培、野菜栽培が行われています。優良農地の確保と保全のため、これまでに農用地の集積や農道・用水路の整備を進めてきました。一方、農業従事者の減少と高齢化が進み、耕作放棄地も増加傾向にあります。

今後も継続して農業基盤の整備に努めるとともに、特産品の開発を支援しながら、販路拡充を図ることが求められます。

また、長期的な展望に立った後継者育成への取り組みや農業に親しむ機会づくりを目的とした、教育ファーム事業や学習農園事業などの継続も必要です。

一方、林業は価格低迷や後継者不足など厳しい状況が続いています。森林は、水資源のかん養、自然環境の保全や地球温暖化の防止など多面的機能を有しています。このため、緑豊かな森林を残していくことが重要であり、適正な管理を促進するとともに経営基盤の強化支援に努めることが必要です。また、森林環境譲与税を財源にこれまでの施策に加え、より一層の森林の適正管理と林業振興の促進に努める必要があります。

基本方針

豊かな自然の恵みを活かし、農林業の活性化を目指して、生産基盤の整備に努めるとともに、特産品の開発ならびに販路拡充を進めます。また、担い手や後継者の確保を図るため、経営基盤の強化支援や農業体験等による農業に親しむ機会の創出などの様々な対策を推進します。

施策の体系

- 農林業の振興
  - （1）農業生産基盤の整備
  - （2）農業経営基盤の強化
  - （3）林業の振興

主要施策と内容

（1）農業生産基盤の整備

❶ 農道･用水路･水田の整備を推進し、生産性の向上や環境面への配慮を図りながら、気候変動や風水害に対応した農業生産の安定に努めます。

❷ 町民の協力を得ながら、電気柵や捕獲、駆除、追い払いなどの鳥獣被害を防ぐための対策を推進します。

（2）農業経営基盤の強化

❶ 認定農業者※などの地域の担い手育成を推進するとともに、遊休農地の担い手への集積を進め、農地の有効活用を図ります。

❷ 長期的な展望に立って後継者を育成するため、保育所や学校と連携し、農業に親しむ機会の創出に努め、教育ファーム事業および稲作等の体験事業を継続して実施します。

❸ 特産品の開発と生産体制確立のため、地域の生産団体への支援を充実し、グリーンセンターでの直売や都市住民への販売拡充に努めます。

※認定農業者　農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む）をいう。

（3）林業の振興

❶ 水資源のかん養、自然環境の保全など森林の持つ多面的な機能を保つため、適正な維持管理を促進します。
❷ 適切な間伐作業等をしやすい環境整備に向けた調査・検討をすすめ、周辺自治体や関係機関との調整を図ります。
❸ 適切な間伐や撫育、病害虫駆除等の指導や支援に努めます。
❹ 森林環境譲与税の有効活用による、森林の適正管理と林業経営者の育成、支援を促進します。

現状と課題

町内の事業所はここ 10 年間 330 事業所程度で推移しています。その内、小規模企業が約 300 件前後で推移し、ほぼ９割が小規模企業となっています、また、少子高齢化、人口減少のなか、地域の小売店や飲食店の衰退や廃業が進んでいます。

日常の買い物の中心は、隣接市のスーパーや郊外チェーン店、また近年ネットモール※等の通販利用も増加しています。日常の買い物の利便性向上を望む町民の意向は高く、地元商業の活性化を図る必要があります。特に、免許返納促進の時代背景もあり、車を持たない人の買い物環境は厳しいものになっています。コンパクトな地域の特性を活かしながら、商業の振興施策や様々な支援を、西桂町商工会と連携して継続する必要があります。

地場産業である織物工業については、西桂織物工業協同組合への支援を行っています。現在、富士吉田市、富士吉田織物協働組合と連携し「糸の音会」を中心として後継者の育成や国内、海外市場への販路開拓やものづくりの拠点となる地域づくりや地域ブランドづくりなど多彩な活動を展開しています。

また、工業全体を取り巻く環境は、景気の悪化を背景に厳しい状況にあり、事業所数・従業員数ともに減少傾向にありますが、NESIC 陸上養殖（株）の誘致が決まり、稼働に向けて準備が進められています。今後も西桂町商工会と連携して事業者の経営基盤強化を図るとともに、国の支援や県との連携による、企業誘致についての取り組みの継続が必要です。

基本方針

意欲ある事業者への支援を充実するとともに買い物環境の整備や活気ある商業の構築を目指します。また、伝統産業への支援の充実とともに、進出企業や西桂町商工会と連携して活気ある産業づくりに努めます。

※ネットモール （英・mall）ショッピングセンターを指す。インターネット取引を基本にしたネット上の店舗のこと。

施策の体系

商工業の振興
- （1）商業の振興
- （2）工業の振興
- （3）企業誘致の推進と雇用の促進

主要施策と内容

（1）商業の振興

❶ 高齢者や移動弱者も含めた買い物環境の整備や地元商業の活性化を図るため、西桂町商工会など関係機関との連携強化を促進します。
❷ 起業に際しての資金確保や補助金、助成制度などの情報提供、開業までの計画作りなど創業に係わる支援体制を充実します。
❸ 西桂町商工会や金融機関など関係機関と連携し、経営改善の支援、人材確保や経営相談への支援など、地域事業者の経営の安定化に努めます。

（2）工業の振興

❶ 西桂織物工業協同組合の活動を支援し、地場産業の育成を促進します。
❷ 地場産品の高付加価値製品の開発を支援するとともに、販路開拓への支援や積極的なＰＲ活動の推進に努めます。
❸ 町への進出企業や関係機関と連携し、水を活用した地域活性化策について検討します。

（3）企業誘致の推進と雇用の促進

❶ 雇用の創出と拡大を図るため、進出企業に対して積極的に支援します。
❷ 西桂町商工会と連携し、雇用環境の整備や創出のための各種支援制度のＰＲ等に努めます。
❸ 高齢者・女性・障がい者の就業の促進について関係機関と協力しながら取り組みます。

現状と課題

近年、観光のあり方が変わりつつあり、従来の豊かな自然や歴史・文化資源を見てまわる観光や郷土料理・名産品を求める観光のほかにも、目的やテーマ性を持った体験型観光への関心が高まっています。個人のライフスタイルの変化に伴い、観光ニーズは今後も多様化し、観光振興のあり方も変化を求められています。

当町では、三ツ峠や倉見山の総合案内看板の設置やトレッキングガイドの作成のほか、西桂町商工会との連携のもと、地域の観光資源の発掘を通じて西桂町観光公認ガイドマニュアルの作成を行っています。また、都市住民との交流を深めることを目的に、遊休農地を活用した農業体験を推進しています。

少子高齢化が進み、定住人口の減少が予想される中で、地域の活力を発展させていくためには、交流人口を組み入れた展開が不可欠となります。西桂町、富士吉田市の境界に富士吉田西桂スマート IC が新設され、首都圏との移動時間が短縮されアクセス環境が向上しています。インターネットや SNS などでの積極的な情報発信により、町への誘客を促進する必要があります。

継続して地域の観光資源の発掘に努めるとともに、商工業と連携した観光拠点づくりやグリーンセンター周辺を拠点としたスポーツ交流や合宿需要の開拓など、多彩な観光事業の展開が求められます。また、町民と一体となったおもてなしの心の醸成、観光客の受け入れ体制の整備など、多様な担い手の育成が課題となります。

基本方針

豊かな自然や歴史、伝統産業などの地域資源を生かした、特色ある観光の振興を図っていくために、町民や各種団体と連携した観光事業を推進します。また、首都圏や各地からの誘客のため、「ふるさと西桂」を積極的に情報発信します。

施策の体系

観光の振興
- （1）観光資源や施設の整備
- （2）観光情報の充実
- （3）観光推進体制の整備

主要施策と内容

（1）観光資源や施設の整備

1. 地域の観光資源の発掘に努めるとともに、農業体験やそば打ち体験など、工夫を凝らした多様なメニューを企画し、体験型観光を推進します。
2. 伝統ある織物産業の富士吉田市も含めた連携のもと、特色ある観光事業の展開を図ります。
3. 千本桜の里やクマガイソウの復元・保全、水路のある街並みの保全などを通じ、緑と水にあふれたうるおいのある観光を推進します。
4. 三ツ峠や倉見山など、富士山ビューポイントの整備に努めます。
5. グリーンセンターなど観光施設の適正な管理と施設の整備・充実に努めます。

（2）観光情報の充実

1. 総合案内板や誘導サインの設置および定期的なメンテナンス、観光パンフレットやガイドマップの作成など、来訪者に分かりやすい町案内づくりに努めます。
2. ホームページや SNS など様々な媒体を活用し、ビュースポット動画やイベント、特産品情報など町の情報発信を積極的に展開します。

（3）観光推進体制の整備

1. 町民一人ひとりの観光意識の醸成を図り、地域ぐるみでおもてなしの心の向上に努めます。
2. 体験型観光の推進を目的に、地域の事業者やボランティア団体等との連携を強化します。
3. 地域企業や関係団体、近隣行政と連携し、新たな観光の推進と活性化について検討します。

第4章 健やかに安心して暮らすまち

第1節 保健・医療の充実

現状と課題

町民の健やかな生活や健康寿命の延伸を目的に、住民一人ひとり自らが健康づくりを実践し、心身ともに健康な生活が送れるよう「西桂町健康増進計画」を策定し、健康づくり事業を推進しています。

生活習慣病の予防と早期発見、早期治療に結びつけることを目的にがん検診と特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに受診率の向上に取り組んでいます。

町民の健康に対する関心は高まっていますが、当町の三大死亡原因は「がん」･「心疾患」･「脳血管疾患」で、生活習慣が深く関わって発生する生活習慣病を原因とする死亡が全体の６割を占めています。

小児救急医療体制は充実して来ていますが、これからも周辺自治体との連携を図りながら、救急医療体制等の更なる充実を図る必要があります。

疾患の早期発見・早期治療といった「二次予防」にとどまることなく、さまざまな組織・団体が健康づくりの環境を整備し、生活習慣の見直し等により疾患の発生を予防する「一次予防」の推進に重点をおいた取り組みも重要です。

また、福祉健康まつりなど町民が気軽に参加できるイベントを通じて、幅広い年齢層に対する健康づくりや体力づくりの普及啓発あるいは意識の高揚に努め、今後も積極的な健康づくりへの支援が課題となります。

加えて、身体的・精神的な疾患に関する相談も近年増加傾向にあり、相談体制や解決のための事業強化も今後の課題となっています。

一方、新型コロナウイルスをはじめ未知の感染症に対しては、国県と連携し、効果的な早期の対策に心がけ、感染拡大に備えた新しい生活様式の遵守やその啓発、感染対策に必要な環境整備及び必需品の確保と備蓄への対応が今後の課題となっています。

さらに、安心して医療サービスを受けることができるよう国民皆保険制度の最後の砦とされる国民健康保険の充実を図る必要があります。

基本方針

町民の誰もが健やかに暮らすことができるよう、一人ひとりの健康づくりに対する意識の向上に努めるとともに、健康管理の支援を狙いとした保健事業の充実を図ります。また、医療機関などと連携を取りながら、医療サービスの充実に努めます。

施策の体系

保健・医療の充実
- （1）健康づくりの推進
- （2）保健事業の推進
- （3）医療サービスの充実
- （4）感染症対策

主要施策と内容

（1）健康づくりの推進

❶ 町民が健康で元気に生活を送るための支援体制の整備を進めます。イベントなどを通して、健康づくりや体力づくりについての意識啓発を図るとともに、相談体制の整備に努め、町全体の健康づくり活動を推進します。

❷ 町民が健全な食生活を実践するための知識を習得できるよう、食生活改善推進員会などによる食育の推進に関わる事業を実施します。

❸ 自殺予防やうつ病対策に関する普及啓発活動を推進するとともに、関係機関と協力し、相談・支援体制の整備に努めます。

❹ 健康で、いきいきとした生活が送れるようライフステージ※に応じた、積極的な健康づくりや町事業への参加を促すために、インセンティブ※を活用した事業や取り組みを構築します。

（2）保健事業の推進

❶ 特定健診ならびにがん検診などの実施にあたっては、広く周知活動を推進するとともに内容の充実に努めます。また、健診の未受診者に対しては個別に受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

※ライフステージ　人生の段階を意味し、人間の一生を時間的に段階区分したもの。通常は、幼年期、児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けられる。
※インセンティブ　（英・incentive）動機付けや励みになるもののこと

❷ 妊娠時の健診に必要な受診費用を助成し、医療機関と連携した受診後の保健指導の充実に努めます。

❸ 乳幼児期の月齢や年齢に即した各種健診や予防接種等の充実と受診率の向上に努めるとともに、保健師などによる集団指導ならびに個別指導における健診、教育、相談体制の充実に努めます。

❹ 高校生以下の子どもと 65 歳以上の高齢者へのインフルエンザ予防接種費用の一部助成および低所得者の負担軽減措置としてのインフルエンザ予防接種費用の全額助成を継続して実施します。

❺ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用の一部助成および低所得者の負担軽減措置としての高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用の全額助成を継続して実施します。

がん検診の受診状況

	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
胃がん検診（男）	1,355	110	8.12%
胃がん検診（女）	1,448	125	8.63%
大腸がん検診（男）	1,355	174	12.84%
大腸がん検診（女）	1,448	233	16.09%
肺がん検診（男）	1,355	149	11.00%
肺がん検診（女）	1,448	214	14.78%
子宮がん検診	1,818	191	10.51%
乳がん検診	1,448	259	17.89%

資料：地域保健・健康増進事業報告

（3）医療サービスの充実

❶ 高校３年生まで拡大している子ども医療費助成事業を引き続き推進し、子どもの健やかな成長と保護者の経済負担軽減を図ります。

❷ 緊急時に適切な医療を受けられるよう近隣自治体や医師会、歯科医師会等との連携を図るとともに、緊急用ヘリポートの設置など救急医療体制の充実に努めます。

❸ 救急医療体制の周知に努めるとともに、適切な救急利用についての意識啓発を図ります。

❹ 地域で安心して暮らすために保健・医療・福祉の連携を推進し、高齢になっても、病気になっても、障がいがあっても、在宅医療を希望する方が生活できるように在宅医療の推進を図ります。

住民健診の受診状況

	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
乳児健診（4，7，10ヵ月児）	53	55	103.8%
１歳６ヵ月児健診	30	26	86.7%
３歳児健診	38	37	97.4%
特定健診	640	259	40.5%

資料：特定健診等法定報告

（４）感染症対策

❶ 感染症に対する正確な情報提供と国や県が示した感染症拡大予防策（新しい生活様式）の正確な情報や行動周知の徹底に努めます。
❷ 感染症の影響による町民への社会的・経済的支援は、国や県の施策とあわせて、町独自の効果的な施策を迅速に図ります。
❸ 感染症への相談は、国および県が指定する相談機関に的確につなげると同時に、町民の不安に対応するため、相談窓口の迅速な設置に努めます。
❹ 町民へのワクチンの接種など、感染症に対する公衆衛生や予防医療の充実に努めます。
❺ 感染症の拡大に備え、消毒液、医療品など感染症対策における必需品の備蓄に努めます。

現状と課題

核家族化の進行や住民同士の関係の希薄化による子育て家庭の孤立など、育児への負担や不安を感じている人が増加しています。

本町では、保育サービスの充実を図るとともに、子育て支援センターの強化や育児相談など、様々な機会を通じた情報提供に努めています。さらに、放課後児童対策の充実や母子保健事業の充実、子どもの医療費助成、ひとり親家庭等や障がい児を持つ家庭への支援など各種の子育て支援施策を推進してきました。

また、平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度に対応し、質の高い幼児教育、保育の量的拡大・確保など、地域の子ども・子育て支援の充実に取り組んでいます。平成 30 年 10 月には「子どもの育ちを支援する町宣言」をし、町を挙げて安心して子どもが産み育てられる子育てを大切にするという意識を共有し、「子育ち」のサポートに注力しています。

今後は、保育所、学校、地域、行政等の一層の連携強化をはじめ、更なる子育て支援を進めることが必要となっています。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所利用希望者の増加、共働き家庭での未満児保育の必要性を鑑み、受け入れ体制の整備、保育士の確保など保護者のニーズを的確に捉えた保育サービスの拡充を図ることも課題となっています。

子ども・子育て支援事業計画等に基づき、社会全体で子育て家庭を支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

加えて、少子化の状況は依然として継続していくため、就労、結婚、出産とライフステージに応じた、切れ目のない支援も課題となります。

基本方針

子どもが安心して育ち、遊び、学ぶことができる地域環境の整備に努めます。また、あらゆる地域の構成メンバーがそれぞれの役割を担い、協力しながら、きめ細かな子育て支援を推進します。

施策の体系

- 子育て支援の推進
  - （1）子育て家庭の支援
  - （2）保育所・子育て支援センターの運営
  - （3）子ども・子育て支援事業計画の推進
  - （4）児童の健全育成

主要施策と内容

（1）子育て家庭の支援

❶ 広報誌や子育てハンドブック、母子手帳アプリ『母子モ』をはじめとした様々な媒体を活用し、子どもの発達段階に応じた適切な情報提供に努めます。

❷ 病気などで保育所に通所できず、かつ保護者が就労などで家庭での保育が困難な場合に、近隣市町村の小児科病院への委託による、病児保育・病後児保育を実施します。

❸ ファミリーサポートセンター※事業について広く周知活動を行うとともに、実施を検討します。

❹ 育児支援をするための総合窓口として子育て支援センターを運営し、相談体制の充実に努めるとともに、親子のふれあいを重視する事業の強化を検討します。

❺ 出産後の療養に課題がある母子に対し、必要に応じて産後ケアセンターの活用についての情報提供及び助成に努めます。

❻ 子育てに関する基礎知識の普及や保護者同士の交流機会を提供するため、母子保健事業、子育て連携事業、支援センター事業などの取り組みを実施します。

❼ 子育て支援員の養成や自主的な子育てサークルの支援など、地域で子どもを育てる活動を促進します。また、新たな子育て支援組織の立ち上げを検討します。

❽ 保育料の優遇制度や出生祝金の支給、学校給食の無償化、住環境整備など子育て家庭に対する経済的支援の充実を図ります。

※ファミリーサポートセンター　地域において子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助できる人が会員となり、育児等について助け合う会員組織。

（2）保育所・子育て支援センターの運営

❶ 保育所の園児数や保護者のニーズなどを踏まえながら、受入れ体制を整備するとともに、０歳児保育や１～２歳児保育など保育サービスの拡充に努めます。

❷ 保育士の研修機会や関係団体との交流機会の充実に努め、保育士の資質向上を図ります。

❸ 農業体験や保育見学など、地域住民が参加できる行事等の開催に努め、地域に開かれた保育所づくりを進めます。

❹ 認定こども園への移行や、指定管理者制度※の導入など、民間活力による効率的、効果的な取り組みを含めてこれからの保育所のあり方を検討します。

（3）子ども・子育て支援事業計画の推進

❶ 子ども･子育て支援事業計画で示した事業の推進状況について、広報やホームページ等を活用し、町民にわかりやすく定期的に公表します。

❷ 子ども・子育て支援協議会などによる外部からの計画内容の進捗状況のチェックや評価を行い、必要に応じて計画内容の見直しを含めた計画の評価・推進体制を確立します。

❸ 広域連携による継続的な婚活イベントの実施により、出会いの機会の創出を図ります。

（4）児童の健全育成

❶ 学校施設や児童館、公園の整備を図り、放課後や土曜日など、子どもたちが自由に利用でき、安全に過ごすことができる身近な遊び場や居場所の確保に努めます。

❷ 保育所や学校、地域活動等と連携・協力し、多世代交流の場をつくり、様々な地域の人々と触れ合う機会を創出します。

❸ 子どもの虐待防止に関して、町民の意識啓発を図るとともに、通報や相談体制の整備および関係機関との協力体制を強化します。

❹ 子どもの虐待や妊婦、母親へのＤＶ等の相談体制の充実に努めます。

※指定管理者制度　地方自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、企業など法人やその他の団体に代行させることができる制度。

園児数の推移

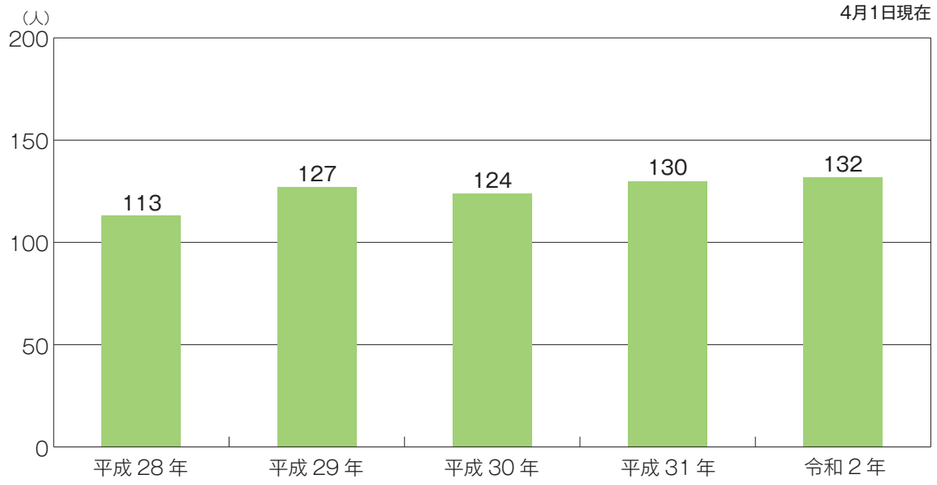

資料：保育所入所者名簿

現状と課題

当町の高齢化率は、国・県同様年々増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防への取り組みや地域包括支援センターを中心とする地域ケアシステムのさらなる充実に向けて、総合的な施策を展開していますが、今後高齢者世帯の増加により、生活支援や介護を地域社会全体で支えるしくみが必要となります。

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる構築を目指し、介護サービス基盤の整備や適切な住まいの確保、介護人材の確保、在宅療養の推進、認知症対策の推進、介護予防の推進などへの取り組みが求められます。

また、障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現するため、地域居住の場や日中活動の場など、地域生活基盤を整備するとともに、町民が障がいや障がい者への理解を深めるための取り組みを進める必要があります。

加えて、人生 100 年時代へ向けて、高年齢者等の雇用の安定や働くいきがいづくりに寄与するため、シルバー人材センター等と連携し高齢者の就労促進への取り組みの充実が求められます。

一方、社会的孤立や引きこもり支援については、その実態を把握し、情報提供体制の整備や地域での見守り体制の整備を図る必要があります。

基本方針

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の構築を目指し、相談体制や支援体制の整備を図ります。また、いきがいを持って、自立した生活を送れるよう町民一人ひとりの理解と相互の支え合いによる地域づくりを進めます。

施策の体系

高齢者・障がい者福祉の充実
- （1）介護・生活支援サービスの充実
- （2）障がい者支援の充実
- （3）社会参加の促進

主要施策と内容

（1）介護・生活支援サービスの充実

❶ 地域包括支援センターを中心とした相談体制を整備し、福祉・保健・医療に関係する各機関と連携した地域の支援ネットワークの構築を図ります。
❷ 高齢者の自立した生活を支援するため、配食サービスや外出支援サービス、軽度生活援助（ホームヘルプ）や緊急通報システムなどの生活支援サービスの充実に努めます。
❸ 認知症に対する正しい理解を促す啓発活動に努め、関係機関と連携して早期発見・早期対応を推進するとともに、地域で見守る体制を構築します。また、認知症高齢者を支援する認知症サポーターの養成を図ります。
❹ 要支援や要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、生活機能低下の予防や悪化の防止を目的とした介護予防事業を充実します。
❺ 多様な介護保険サービスを提供できるよう、サービス供給体制の充実とニーズに応じた体制づくりに努めるとともに、サービスを支える人材の育成および資質の向上に努めます。
❻ 高齢者虐待防止に関する町民の意識啓発を図るとともに、緊急通報や相談体制の整備ならびに関係機関との協力体制を強化します。
❼ 判断能力が十分でない高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう、成年後見制度※や日常生活自立支援事業の利用支援等により、権利擁護の推進に努めます。

※**成年後見制度** 判断や意思の表現が十分にできない人のために、財産管理や契約などの手続きが困難な人に対し、本人の行為の代理や行為を補助する人を立てて、保護や支援を行う制度。

（2）障がい者支援の充実

❶ 障がいの有無にかかわらず、いきいきと共に暮らせる社会の実現に向けて、障がい者に対する理解を深めるための啓発・広報活動を進めます。
❷ 障がいの予防や早期発見を目的に、乳幼児・妊婦健診の充実を図ります。
❸ 障がいのある子ども一人ひとりのニーズに配慮したきめ細かな教育を推進するとともに、家庭や地域、学校と連携して継続的な関わりを持ち、自立を支援します。
❹ 障がい者の自立や社会参加を支援するため、周辺市町村と連携しながら在宅福祉サービスやリハビリテーション体制の充実に努めます。
❺ 障がい者の就労に対する理解を促進するため、民間企業等に対する啓発活動を進め、障がい者一人ひとりの希望や障がいの状況に応じた就労支援に努めます。

（3）社会参加の促進

❶ 高齢者のいきがいと健康づくりを推進するため、ボランティア団体の活動を支援するとともに、世代間交流を活発化し、活動を通しての社会参加を促進します。
❷ 働く意欲のある高齢者が、経験と能力を活かしながら社会に貢献していくために、シルバー人材センター等と連携して高齢者の就労促進に努めます。
❸ 社会的孤立や引きこもりの支援など、日常生活の課題に対し、見守りを行う体制づくりに努めます。
❹ 生活支援体制整備事業を推進し、住民主体の地域づくりで、高齢者の活躍の場を充実します。

地区別の老年人口の状況

令和2年10月1日現在

	倉見	柿園	本町	上町	下暮地	合計
総人口（人）	995	997	289	1,042	900	4,223
65 歳以上人口（人）	256	320	120	330	240	1,266
高齢化率（%）	25.7%	32.1%	41.5%	31.7%	26.7%	30.0%

資料：住民基本台帳

現状と課題

少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、利己主義の広がり、価値観の多様化、生活不安の増大などを背景に、地域社会のつながりが希薄化し、地域に対する関心が低下しています。生活不安やストレスをひとりで抱え、自殺や虐待、ひきこもりや高齢者の孤独死等に至るなど、新たな社会問題が生まれてきました。

また、近年は夫婦間やパートナー間の暴力による人権侵害が大きな問題となっています。その根絶のための社会基盤整備を行うとともに、暴力を防止するための対策や被害者への支援など、幅広く取り組む必要があります。

こうした社会環境の変化を踏まえ、当町では地域福祉計画に基づき、広く町民の積極的な参加・協力を得て、地域福祉や健康づくりのための環境整備を推進しています。町民の誰もが安心して暮らせるよう、一人ひとりが福祉に対する理解を深め、地域全体で支え合い、助け合う仕組みづくりが求められています。

地域福祉の推進においては、関係機関や団体、町民によるボランティア活動などの地域福祉を支える活動が欠かせません。専門家と地域住民とのネットワークを強化し、連携体制を構築していくことが重要です。また、それらの活動の核となる拠点を充実することも課題となっています。

基本方針

町民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、地域全体で支え合い、助け合いながら健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進し、地域福祉の確立を目指します。

施策の体系

- 地域福祉の充実
  - （1）福祉拠点のワンストップ化
  - （2）地域福祉活動の充実

主要施策と内容

（1）福祉拠点のワンストップ化

❶ いきいき健康福祉センターなどの福祉拠点について町内の公共施設整備と併せて検討し、福祉活動の拠点施設の再構築および有効活用と機能の充実に努めます。
❷ 福祉業務の窓口を一本化し、ワンストップサービスを推進します。
❸ 町民が支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現を目的に、社会福祉協議会と連携することで地域福祉計画および地域福祉活動計画の着実な推進を目指します。

（2）地域福祉活動の充実

❶ 多様なニーズに適切に対応するため、社会福祉協議会との連携のもと、関係機関やボランティア団体とのネットワークを構築し、地域福祉活動を推進します。
❷ 町民一人ひとりの支え合い、助け合いが地域福祉の原点となることから、転入者を含め、広く声かけ運動を推進するとともに、情報提供や啓発活動に努めます。
❸ 福祉を担うボランティアの高齢化が進んでいることから、継続して良質な福祉サービスを提供することを目的に、ボランティアの研修機会の拡充や養成に努めるとともに、新規ボランティアの養成に努めます。
❹ ひとり親家庭や高齢者のみ世帯など支援を必要とする家庭の生活の安定と自立のため、見守り活動や支援体制の充実を図るとともに、民生委員・児童委員等に対する研修の充実を図り、活動を支援します。
❺ 夫婦間やパートナー間の女性や子ども、および高齢者や障がい者に対する暴力の予防啓発を充実するとともに、関係機関と連携し、相談・支援の体制づくりを充実します。
❻ 生活困窮者自立支援制度の活用により、生活保護に至る前の自立支援策の強化に努めます。
❼ 社会福祉協議会および地域の関連組織等と連携し、ボランテイアの活動体制づくりを推進します。

第5章 学び合う歴史をつなぐ文化のまち

第1節 生涯学習の充実

現状と課題

町では、町民一人ひとりが豊かで充実した生活を送ることができ、活力に満ちた西桂町を発展させるため、生涯学習の基盤整備に取り組んできました。

生涯学習活動の拠点として重要な役割を果す「まちづくり交流センターきずな未来館」を2015年に新装開設し、生涯学習や文化活動だけではなく、子どもから高齢者まで多様な年代の人たちが集う場所となっています。また、三ツ峠グリーンセンターにある武道館にボルダリング練習場を併設し、複合施設へとリノベーション※を実施し2017年より「すこやか交流館アーク」として運営しています。各種スポーツ教室を企画するなど、町民の健康増進、交流拠点としての機能も合わせ持っています。

また、中学校の図書館を一般開放し学習機会の充実に努めていますが、町民の要望に応える蔵書の整備および利用しやすい方法を考えることも課題となっています。

社会教育の各種教室は活発に活動していますが、学習ニーズの多様化に伴い、指導者の確保が求められています。さらに、講座・教室への参加者の固定化が見られることから、今まで以上に広報活動を活発に行い、広く住民に情報提供していくことも必要です。

文化団体としては、文化協会に17の部会があり、様々な活動を行っています。活動への支援として、公共施設の開放などを進めることや展示・発表機会の提供などに努める一方、町民の自主運営による活動の活発化も求められます。

また、健康づくりを目的としたスポーツへの関心の高まりとともに、各種スポーツ教室の開催や町民グラウンドの整備、小・中学校の屋内・屋外運動場の一般開放などを行ってきました。今後も今まで以上に、誰もがスポーツに親しむことのできる機会や環境づくりが課題となっています。加えて、教養・文化・芸術・スポーツなど、町民のニーズを反映した生涯学習を推進し、その意義について啓発する必要があります。

基本方針

子どもから高齢者まで町民一人ひとりが、健康で豊かな生活を送ることができ、いきがいのある充実した人生を送れるよう、学習拠点の機能の充実や環境づくりを進めるとともに、豊富な経験や技術を持つ人材の発掘、育成による指導者の充実や学習機会の拡充に努めます。

※リノベーション（英・renovation）修理・改修のこと

施策の体系

- 生涯学習の充実
  - （1）生涯学習施設の整備・充実
  - （2）生涯学習の推進

主要施策と内容

（1）生涯学習施設の整備・充実

1. 町民が主体的に学習できる生涯学習施設の拠点として、まちづくり交流センターきずな未来館の有効活用を推進するとともに、すこやか交流館アークや体育施設の有効活用を図りながら施設の計画的な整備・充実を図ります。
2. 体力の向上や健康づくり、文化活動の促進を目的に、小中学校体育館やきずな未来館等の町内の各種施設を広く地域に開放し、地域のコミュニケーションの場として利活用を図ります。
3. 中学校の図書館を地域に開放し、生涯学習拠点として蔵書の充実に努めます。

（2）生涯学習の推進

1. 多様化する学習ニーズに対応するため、講座や教室の学習内容の充実を図るとともに、豊富な経験や技術を持つ人材の発掘、育成に努め、指導者の確保を目指します。
2. 文化協会、スポーツ協会などの団体やスポーツ推進委員などの町民の主体的な活動を支援するとともに、町民への活動参加を呼びかけます。また、各種の催しや企画事業などを通して、町民が文化やスポーツに親しむ機会の拡充を図ります。
3. 広報誌やホームページなどを活用し、生涯学習に関する積極的な情報提供に努めます。

現状と課題

当町では、学校が児童・生徒の学びやすい学習環境となるよう、整備・充実に努めてきました。

現代社会では、確かな学力を身につけるとともに、変化する社会に主体的に対応するために必要な能力を育成することや豊かな心と健やかな体を育むことが学校教育に求められています。将来的には９年間の統一したカリキュラムに基づく一貫教育への移行を目指して、長期的展望に立ち、計画的に保育所、小学校、中学校の連携を深めています。合わせて、継続的カリキュラムに基づく、きめ細かな授業の実施や成長段階ごとの心の教育の実践などを進めています。加えて、国際理解教育も教育活動の中に位置づけ、外国語教育の充実を図るとともに、外国人との交流や外国の文化に触れることで国際的な感覚を身につける機会をさらに充実する必要があります。

一方、近年、発達障がいの対象となる児童が増加傾向にあるといわれ、発達支援への施策は多面的に展開されていますが、各部署の連携をさらに進めていく必要があります。障がいに関する理解不足から、本人・保護者・関係者に心理的な負担が多い事もあり、町民に対する発達障がいに関する情報提供や啓発施策の充実が求められます。

また、今後はＩＣＴ教育の充実や英語の教科化など、教職員の指導力向上および一貫教育に向けた指導体制や連携の工夫も課題となります。信頼される学校教育の確立と学校運営を目指し、児童･生徒の個性を尊重し、たくましく豊かな心を育む学校教育が求められています。加えて、生きる力を養うためにも、幼児期より子どもたちの成長に合わせた防災訓練など防災教育を実施して行く必要があります。

基本方針

生きる力を育み自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応するために必要な能力を育成するとともに、西桂町の自然や歴史、文化を大切にし、豊かな心と体を持った心身共に健康で調和のとれた「西桂っ子」の育成に取り組みます。

施策の体系

- 学校教育の推進
  - （1）自ら学び考える力を育てる教育
  - （2）小中一貫教育に向けた連携の推進
  - （3）学校教育施設の整備・充実
  - （4）家庭・地域との連携強化

主要施策と内容

（1）自ら学び考える力を育てる教育

❶ 基礎学力の確実な定着を図るため、児童・生徒一人ひとりの個性や能力に応じた指導に努めます。

❷ 子どもが自ら主体的に学ぶアクティブ・ラーニングの推進に努めます。

❸ 豊かな心や自ら学び考える力を育成するため、自然との触れ合いや心の糧となる体験活動の充実および読書活動、芸術活動の推進を図ります。

❹ ＡＬＴ（Assistant Language Teacher：外国語指導助手）による外国語教育の充実を図るとともに、外国人との交流を通して国際的な感覚を育てる国際理解教育を推進します。

❺ ＩＣＴ教育を推進し、情報化社会に対応できるよう、タブレット端末を一人に１台導入し主体的に情報を収集･判断･処理し、発信できる能力を育成するとともに、活用上のモラルを身につけ、情報リテラシー※の向上を図ります。

❻ 学校給食を通じて、健全で豊かな食生活を送るための能力を養う食育の推進に努めます。

❼ 発達障害のある児童・生徒の実態を的確に把握し、町や専門機関との連携も加えた受け入れ支援・指導体制の整備を行い、一人ひとりに応じた指導や環境整備に努めます。

※**情報リテラシー**　リテラシーとは「読み書き能力」のこと。情報リテラシーは、目的に応じて情報を活用することのできる能力で、様々な媒体やインターネットの情報といった、各種の情報源を適切に利用し、必要な情報を収集し、整理し、そして発信するための能力を指す。

（2）小中一貫教育に向けた連携の推進

❶ 児童・生徒の情報を小・中学校で共有し、スムーズな中学校生活への移行を図り、個性を伸ばす指導に努めます。
❷ 変化する社会に対応できる能力の育成を図り、生徒が自らの生き方を考え、将来の進路を主体的に選択し、生涯にわたる自己実現を図ることができるキャリア教育を推進できるよう努めます。
❸ 児童・生徒の交流の場の創出に努め、保育所・小学校・中学校の園児・児童・生徒の連携教育を強化することで、より切れ目のない教育を実施し魅力ある学校教育を目指します。
❹ 教職員が協力して児童・生徒の育成に取り組む環境や体制づくりを進めるとともに、教職員個々の指導力の向上、資質向上とともに ICT 教育や英語の教科化など時代の要請に応じた対応力の向上に努めます。
❺ 幼児期からの継続的な授業や体験を通して、子ども達が町の歴史や文化を学ぶ機会を充実し、郷土への愛着を醸成します。

（3）学校教育施設の整備・充実

❶ 児童・生徒がいきいきと学習できる環境の充実に向け、パソコン教室や図書館を含め、学校施設や学習機器の計画的な整備を推進します。
❷ 時代の進展に対応した教育を実施するため、小・中学校の情報機器の充実を図るとともにオンライン授業など在宅学習についての調査・研究に努めます。
❸ 校庭や体育施設の計画的な整備と補修に努め、使いやすく安全性の高い施設管理に努めます。

（4）家庭・地域との連携強化

❶ 家庭や地域社会との連携を深め、学校内外からの評価をもとに、魅力ある教育活動の推進に努めます。
❷ 家庭や地域と一体となって、安全管理体制の一層の充実と児童・生徒の安全確保を目指します。
❸ 幼児、児童・生徒の成長段階に即した防災教育を推進します。また、保護者と災害時の避難や保護等の措置について情報の共有を図ります。

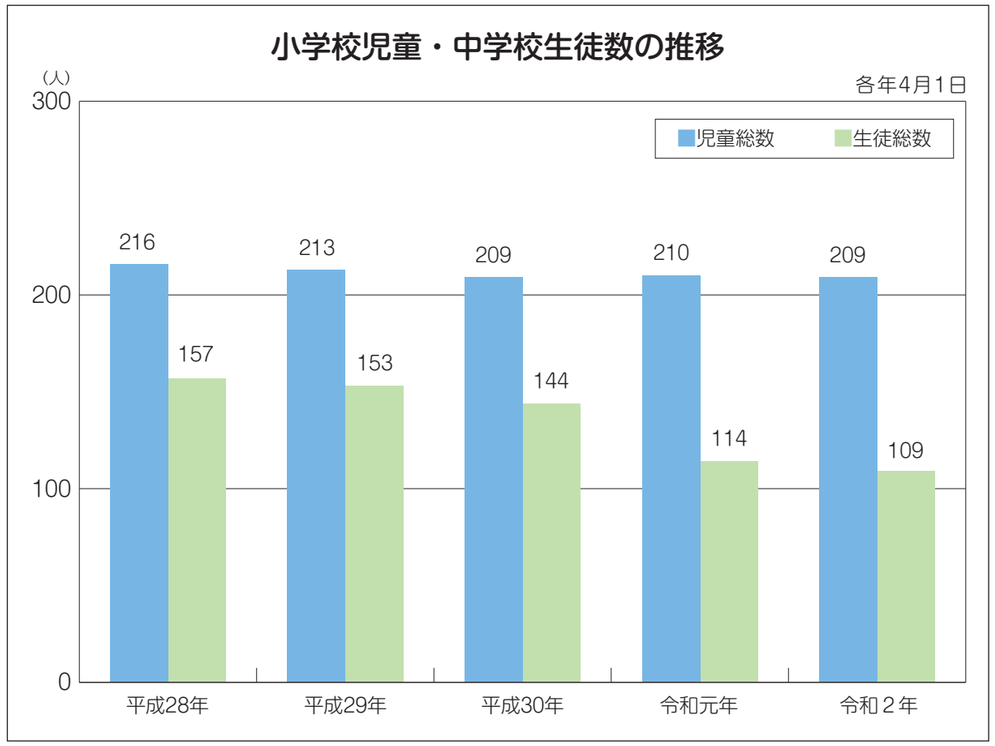

資料：学齢簿児童数・生徒数

現状と課題

今日、家庭・地域の教育力の低下や連帯感の希薄化などが進んでいる現状です。青少年が心身ともに健全に成長していくことができる環境づくりや、家庭・地域・学校がそれぞれ機能を発揮しつつ、緊密に連携して青少年の健全育成に取り組むことが求められています。

青少年育成事業は、補導活動、相談活動、広報啓発活動、環境浄化活動、地域の声かけ運動、こどもまつりなど多様な活動が行われています。みどりの少年団では、植樹、緑化教室などの活動を進めています。しかし、事業への参加者は、園児・小学生が中心で、中学生以上の参加が少ない状況にあります。

今後とも、地域ぐるみで青少年の健全育成を図っていく必要がありますが、少子化が進むなかで、地域活動・クラブ活動が困難になってきている状況もあり、活動組織の再編成、公民館活動やコミュニティ活動との一体化などを検討する必要があります。また、指導者･リーダーの養成に努めるとともに、相談体制の充実、親子ともに参画する活動の拡大、異世代交流や町外との交流活動、健全な地域環境づくりを継続的に進めていく必要があります。さらに、当町の恵まれた自然環境や歴史文化資源を青少年育成活動に効果的に活用していくことが必要です。

基本方針

青少年を取り巻く環境の変化を捉え、相談体制を充実し、青少年の不安や悩みの早期発見や問題行動の防止に努めます。また、地域ぐるみで青少年を育てる環境づくりに取り組み、地域社会全体で西桂町の未来を担う青少年の健全育成を図ります。

施策の体系

- 青少年の健全育成
  - （1）啓発・相談体制の充実
  - （2）地域で見守る体制づくり

主要施策と内容

（1）啓発・相談体制の充実

❶ 青少年の問題行動を防止できるよう、たばこ・アルコール・薬物に対する情報提供や意識啓発を推進します。

❷ 児童・生徒が抱える多様な問題に対応するため、小・中学校の教職員や養護教諭、中学校のカウンセラー、関係機関および地域との連携体制の強化に努めます。

（2）地域で見守る体制づくり

❶ スクールガード連絡会や子ども110番の家※の活動など、町民総参加を目指して地域との協力体制のもと、子どもたちを犯罪被害から守り、安全・安心な地域づくりを目指します。

❷ 小・中学校と連携を図りながら、保護者に向けた防犯対策などのICTを活用した情報提供機能の整備に努めます。

❸ インターネット・携帯電話などを通じた有害情報から青少年を守る環境づくりを推進するとともに、青少年育成西桂町民会議の活動を支援し、未来を担う青少年の健全育成を推進します。

※子ども110番の家　地域住民や事業者等の協力を得て行っている、子どものための緊急避難所（一般の家庭や店舗等）設置の取り組み、およびその取り組みによって設置された避難所のこと。子どもを犯罪被害から守るボランティア活動の一つ。

現状と課題

当町には、貴重な文化資源や自然資源があります。特に、まちのシンボルである三ツ峠には達磨石や八十八大師といった歴史を物語る石造物やアツモリソウなどの高山植物、倉見山には絶滅危惧種とされているクマガイソウの群生地があります。加えて、清らかな水もまちの宝です。

町では、地域おこし協力隊員、元協力隊員の協力のもと魅力発信や広報に努め、動画の作成や新たな地域資源の掘り起こしに努めています。

今ある地域資源の保全に努めるとともに、町の新たな魅力づくりを目指し、新しい地域資源の発掘が求められています。また、フットパス事業や登山ツアーなどを企画するにあたり、地域資源を案内するボランティアガイドの育成などにも取り組む必要があります。

貴重な地域資源を保全し、先人の思いとともに未来へと地域の文化を継承していくことは重要なことです。そのためには、地域資源の管理体制について検討を進め、あわせて、町民が地域の歴史に触れ、親しむ機会を増やすことが課題となります。そして、町民と行政が協力して地域資源を大切に守りながら、様々な交流を通して新たな価値を創造し、活用していくことが求められています。

基本方針

西桂町の貴重な地域資源を保全・継承するとともに、町民の協力を得ながら、文化・自然資源を守り、新たな価値を創造し、活用していく取り組みを推進します。

施策の体系

- 地域資源の保全・活用
  - （1）地域資源の保全と継承
  - （2）地域資源の活用

主要施策と内容

（1）地域資源の保全と継承

❶ 歴史・文化資源の保全、地域文化の継承を目的に、地域資源に対する町民の意識を高め、地域ぐるみで守り、伝えていく取り組みを推進し、町内の貴重な地域資源の管理体制づくりに努めます。

❷ 三ツ峠については、達磨石から山頂までは富士箱根伊豆国立公園に指定され、県有地であることから、県と連携を図りながら整備・保全の体制整備に努めます。

（2）地域資源の活用

❶ 地域資源の掘り起こしを行い、新たなまちの魅力づくりを目指します。

❷ 広報誌やホームページ、SNS 等を積極的に活用し、町内外へ地域資源の魅力を伝える広報活動を強化します。

第6章 共に考え共創する参画のまち

第1節 町民参加とまちづくり

現状と課題

地域が抱える様々な課題に対して、住民と行政が一体となって主体的に対応していくことが求められています。自立した地方自治を実現するためには、町民と行政が情報を共有し、町民参加による協働のまちづくりを推進していくことが必要です。そのためには、多様な町民の意見や要望を把握するとともに、町民と行政の双方向のコミュニケーションを通じて相互の信頼関係を築くことが重要です。現在、定期的な情報発信としては、町広報として「広報にしかつら」を月１回、「議会だより」を年４回、その他に必要に応じて、町ホームページやメールマガジン、防災行政無線などを活用しています。今後は、情報通信技術の普及と社会情勢に合わせた ICT の活用などによる、様々な情報伝達と情報収集について検討を進める必要があります 。

当町では、区長会議をはじめ、各種審議会への町民参画、西桂町協働事業提案制度による町民と町との協働などを推進しています。今後も町民との対話を地域に定着させ、町民が主役のまちづくりを推進していくことが求められます。

町民に最も身近な自治組織として、区の活動があります。地域のつながりの希薄化等による区への加入率の低下や高齢化により区行事の維持が困難になっている地区もあります。今後、転入者も含めた、誰もが参加しやすい環境整備やきっかけづくりを進めるとともに、高齢化の進んだ集落における自治組織の運営について検討する必要があります。

基本方針

町民参加によるまちづくりを推進するために、町民への広報活動ならびに町民の意見を聴く広聴活動の充実に努め、町民の参加機会の拡充を図ります。また、町民が主体となった活動への支援を充実し、協働によるまちづくりを推進します。

施策の体系

- 町民参加とまちづくり
  - （1）行政情報の提供と共有化
  - （2）町民参加の推進
  - （3）地域コミュニティの充実
  - （4）男女共同参画社会の推進

主要施策と内容

（1）行政情報の提供と共有化

❶ 町民との行政情報の共有化を図るため、広報誌の活用や町民が利用しやすいホームページの構築や SNS の活用、コミュニティ FM での情報発信など広報媒体の充実に努めます。

❷ 各種計画や財政状況（毎年更新）、重要施策等の行政情報の公開に努め、透明性の向上と行政の説明責任の徹底を図ります。

❸ 双方向型の新しい防災情報伝達システムや、ICT を活用した町民アンケート調査などの町民の意見を聴く広聴の仕組みづくりを充実するとともに、情報交換の機会創出を図ります。

❹ 住み良いまちづくりを目指し、町民同士や各種団体・行政が協働でまちづくりのテーマに取り組むためのワークショップ※事業の展開やパブリックコメント※制度の周知と拡充を図るなど、事業検討の方法論や推進体制について検討します。

❺ 町民や議会に対する情報開示を推進し、町民自治によるまちづくりなど町民参加を促進します。

※ワークショップ　本来は、共同作業場の意。近年、住民が中心になって地域の課題を解決しようとする場合によく用いられる手法。様々な立場の人々が参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立てたり、まちづくりを進めたりしていく共同作業とその総称として用いられている。

※パブリックコメント　行政などが制度や計画、規制等の設定や改廃をするとき、原案を公表し住民からの意見を求める制度。

（2）町民参加の推進

❶ 各種審議会や委員会など、まちづくりに関わる場への町民の参画機会の拡充に努めるとともに、多様化する行政課題の解決のために地域の様々な団体や組織、住民との協働を推進します。
❷ 町民の経験や知識を活かして地域活動に参加してもらえるよう、地域の人材発掘やボランティアの担い手づくりに努めます。
❸ 協働によるまちづくりを推進し、町民の意見やアイデアを尊重し、町民と行政が一緒に考え自ら選択し、自ら責任を持って地域課題の解決や魅力ある町づくりに取り組む「協働事業提案制度」の充実を図ります。

（3）地域コミュニティの充実

❶ 町民に最も身近な組織としての区の活動を支援し、誰もが参加しやすい環境づくりを促進します。また、区長会議を通じて、行政と各地区とのコミュニケーションの充実を図ります。
❷ 自主防災組織や日赤奉仕団の活動など、町民主体の各種団体との連携と支援に努めます。
❸ 町内の各種イベントの内容等を検証し、効果的、効率的なイベント運営について検討するとともに、町の内外の人々との交流と地域の PR に寄与できる情報発信を充実します。
❹ 地域おこし協力隊事業を推進し、地域外の人材の誘致・定着を図るとともに、地域おこしの支援活動等による地域経済の活性化や地域 PR の充実を図ります。

（4）男女共同参画社会の推進

❶ 慣習的な男女の役割分担意識を改善するため、広報誌や様々なイベントを通して、啓発活動に努めます。
❷ 町民へのアンケート調査等、町民意識の把握に努め、男女共同参画社会への理解を促す取り組みを推進します。
❸ 国・県の施策に沿った西桂町男女共同参画計画を策定し、その推進に努めます。
❹ 男女共同参画推進委員会における勉強会の実施、企画・学習・広報の各分科会に分かれた活動の活発化など、推進委員の人材育成を図ります。
❺ 多様な働き方を選べる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方と必要性について普及啓発を進めます。

現状と課題

日々進歩の著しい情報分野に積極的に目を向け、新たな媒体や情報通信網などを積極的に調査研究し、町の将来的な展望に立って、情報発信力の強化を目指してくことが求められます。情報通信技術が人々の生活に広く普及・浸透し、日常生活はもとより行政運営においても不可欠なものとなり、行政手続きの簡略化など従来からの要望に加えて、防災や医療、福祉、年金といった人々の生活により近い分野での利活用が進められています。今後、マイナンバー制度が広く浸透することが予想され、関係する事務の移行作業やシステム上の受付や窓口での受付などが併行することから、対応する体制整備が求められます。

その一方で、セキュリティの強化を重要視し、個人情報の漏洩やプライバシーの保護など町民の個人情報の取り扱いを慎重に行うことが重要となります。限られた役場職員で様々な行政需要に対応し、間違いのないよう各種事業を遂行するためにも、システムをはじめ、ICT（情報通信技術）、AI（人工知能）、IoT（もののインターネット）や RPA（ロボット化による自動化）などの導入も今後検討して行く必要があります。

また、情報ネットワークの利活用が進むにつれて、プライバシーや情報セキュリティ等の不安が意識されるようになっています。これらの危険性や問題についての庁内外への注意喚起も課題であり、利用環境の整備が求められます。

当町においては、これまでにホームページや SNS を活用した行政情報の発信や電子化による行政の業務効率化を推進してきました。引き続き、情報通信技術を活用した行政サービスのワンストップ化に努めるとともに、職員のコンピュータスキルや情報リテラシーの向上を含めた体制の整備も必要となります。

基本方針

社会要請や時代ニーズに対応した情報通信基盤の整備方向を検討するとともに、情報通信を利用した行政サービスの向上と住民の手続きの簡素化等に努めます。また、財政状況を考慮しながら、費用対効果の高い情報通信技術の利活用により、行政の業務効率化に取り組みます。

施策の体系

地域情報化の推進
- （1）情報化社会への対応
- （2）行政の電子化の推進

主要施策と内容

（1）情報化社会への対応

1. 次世代高速ネットワーク５Ｇ（第５世代移動通信システム）サービスへの庁内体制の整備対応、情報収集と調査・検討を進めます。
2. 個人情報の管理や情報セキュリティ等の問題における危険性について、啓発活動を推進します。
3. 情報化を進めると同時に、個人情報の適正な取り扱いの推進、情報セキュリティ対策の徹底を図ります。
4. マイナンバー制度の運用に際しては、個人情報保護方針に基づいた適正な個人情報運用に努めます。
5. ICT・AI・IoT・RPA、ビックデータなどの技術開発が急速に進展する中、行政のスリム化や効率化を目指し、必要な部門への導入を検討します。

（2）行政の電子化の推進

1. 文書管理や会計管理システムなどの行政内部における情報システムおよび電子文書化の拡充を図るとともに、既存システムの経費や効果についての見直しを進め、業務のさらなる迅速化・効率化を推進します。
2. 効率的・効果的な行政運営を実現するため、財政状況を考慮した段階的・計画的な情報機器の整備を行います。
3. 情報システムの整備･運用において、職員のコンピュータスキルや情報リテラシーの向上を目的に、定期的な研修の実施や高度情報化社会に向けた専門的な人材の確保を図ります。

現状と課題

地方分権の進展により、町行政の果たすべき役割はますます重要になっています。しかしながら、多様化・高度化する住民ニーズへの対応を求められる一方で、地方財政を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

当町では、行財政改革大綱に基づいて、職場環境の改善、職員一人ひとりの資質向上、事務事業や組織の見直し、民間委託の推進、公共施設の使用料の見直し等を進めてきました。今後も、将来にわたって町民が住み続けたいまちを実現していくためには、より専門性の高い職員の育成をはじめ、行政が行うべき役割の重点化を図り、町民の満足度を高める改革をより一層推進していくことが求められます。

また、庁舎の立地上バリアフリー化が難しく、本庁舎と健康福祉部門、教育委員会が離れているため、来庁者ニーズや目的に合わせた受付や案内が受けられる「ワンストップサービス」など、様々な窓口サービスの改善に向けた取り組みが求められています。加えて、庁舎の耐震性不足や老朽化の問題もあり、災害が発生した際に災害対策本部としての機能を持つ公共施設の整備が求められます。

一方、より効果的で効率性の高い行財政運営のためには、事務・事業の検討と評価ができる仕組みの構築が求められます。加えて、税収等自主財源の確保を図るとともに、健全な財政運営に努め、持続可能な財政基盤を確立していく必要があります。

また、行政区域を越えた共通課題においては、広域で連携して対応することにより効率的な行財政運営を図ることが求められます。

基本方針

行財政改革を着実に推進し、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立します。また、多様化する行政課題に的確に対応できる人材の育成に取り組むとともに、効率的で質の高い行政サービスの提供を実現できる組織体制の整備に努めます。

施策の体系

- 行財政運営の充実
  - （1）行政サービスの充実
  - （2）効率的な行財政運営の推進
  - （3）周辺自治体との連携

主要施策と内容

（1）行政サービスの充実

❶ 防災拠点機能やバリアフリー、窓口機能や事務の効率化などを多角的に検討し、安全で利便性の高い庁舎の建設を推進します。
❷ 誰もが利用しやすい、明るく開かれた窓口サービスの充実を図ります。
❸ 行政サービスに対する町民ニーズを定期的に把握し、町民の利便性と満足度の向上を図ります。
❹ 町税納付の機会拡充を図るため、口座振替やコンビニエンスストア納付の周知に努めるとともに、電子マネーの活用など町民ニーズに対応した納付しやすい環境の整備を図ります。
❺ マイナンバー制度の周知と普及促進を図り、行政手続きの柔軟な対応と制度の円滑な運用を図ります。
❻ 住民票や印鑑証明などのコンビニエンスストアでの交付システムの整備を図ります。

（2）効率的な行財政運営の推進

❶ 多様化する行政ニーズに対応するため、研修プログラムの充実を図り、職員の資質向上に努めます。
❷ スリムで効率的な行政運営を図るため、民間委託や指定管理者制度の拡充等を検討します。
❸ 効率的で効果的な事業推進のために時代にあった事務事業評価※の仕組みを構築するとともに外部委員制度の導入などに努め、行政マネジメントの向上を図ります。
❹ 自主財源※の確保に努めるとともに、現在も適正規模で推移している実質公債費比率※などの健全化判断比率等の数値を維持するなど、財政の健全性確保に向けて取り組みます。
❺ 新たな行政課題や町民ニーズに迅速に対応するため、行政改革大綱を整備し柔軟な組織・機構づくりを進め効率的な行政運営を推進するとともに、人材育成に向けた職員育成計画や特定事業主行動計画を見直します。
❻ 町税については、県・市町村および関係機関と連携するなかで徴収事務を厳格化し収納率の向上に努めます。

（3）周辺自治体との連携

❶ 消防や廃棄物処理等の事務事業の共同処理による効率的な行財政運営を図ります。
❷ 道路や河川などの整備においては、周辺自治体と連携して、町内外にわたる生活環境の向上に努めます。
❸ 富士山・富士五湖観光圏整備推進協議会などの広域観光、富士山火山防災対策協議会などの広域防災対策において、周辺自治体との連携を図ります。
❹ 富士北麓圏域障害者自立支援協議会や富士北麓障害者基幹相談支援センターなどの広域連携活動を通じて、福祉サービスの充実を図ります。
❺ コミュニティＦＭのＦＭ富士五湖等を利用し、広域６市町村の情報（観光・行政・生活・防災等）発信を充実します。
❻ 公共施設の相互広域利用など広域連携による広域サービス提供体制の構築について周辺市町村と連携し検討を進めます。

※事務事業評価　行政が行う事務事業について、指標を用いて事業の進捗状況や効果、効率性などを評価する仕組み。実績を評価することで、改善・見直しを推し進めることを目的としている。
※自主財源　地方公共団体などが、中央政府に依存しないで独自に調達できる財源。地方税、固定資産税のほか、手数料・使用料・寄付金など。
※実質公債費比率　地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率。財政の不健全性を示す指標として導入された。

第４部

第２期総合戦略

総合戦略

1　総合戦略策定の背景

「西桂町総合戦略」は、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項に基づき、人口の現状分析や将来人口推計等を基に、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した「西桂町人口ビジョン」を踏まえ、人口減少問題と東京圏への過度の人口集中を改め、将来にわたって活力ある社会を維持する「まち･ひと･しごと創生（地方創生）」の実現に向けて、今後 5 年間の施策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた計画で、西桂町では、2015（平成 27）年度を初年度とする第 1 期総合戦略を策定したところですが、2019（令和元）年度で総合戦略の期間が終期を迎えるにあたり、今般策定する第 6 次総合計画において、「まち・ひと・しごと創生法」に規定するまち・ひと・しごと創生※に関する施策についての「第 2 期西桂町総合戦略」としての性質をあわせ持つこととしました。

※「まち」の創生　町民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
※「ひと」の創生　地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
※「しごと」の創生　地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

2　総合戦略の位置づけ

総合戦略の位置づけとしては、「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条第 2 項に基づき、次に掲げる 4 つの基本目標を設定し、本章で掲げた政策体系に位置付ける施策をこれらの基本目標のもとに関連付け、政策体系の垣根を超えて分野横断的に推進することにより、あらゆる施策･事業を動員して、将来にわたり活力ある地域社会を維持するための「まち」「ひと」「しごと」の創生に取り組んでいきます。

取り組みに当たっては、「地方創生」が全国的な重要政策として中長期にわたり展開されるものであることに鑑み、国・県と歩調を合わせて、また、国の資金を活用しながら進めていくこととします。

3　総合戦略の計画期間

「第 2 期西桂町総合戦略」の期間は、国や県が策定する第 2 期総合戦略を考慮して、2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年度までの 5 年間とします。

4　基本目標と基本的方向

1）基本目標と基本的方向の見直しの考え方

第 1 期総合戦略では 4 つの基本目標に対して 10 の基本的方向を位置付けていましたが、第 2 期総合戦略では、時代の流れや町民・事業者のニーズに応じ見直しを行います。

具体的には、第 1 期における基本目標を踏襲しながら、国の基本目標に向けた取り組みに関する新たな視点や県の重要施策、本総合計画の基本計画などを踏まえ、4 つの重要な視点で必要性を認識したうえで整理した結果、第 2 期総合戦略では新たな 4 つの基本目標と 15 の基本的方向への再編を行うこととします。

5　基本目標

基本目標 1　西桂町における産業の振興と雇用の場をつくる

基本的方向

●農業の生産性向上と経営基盤の強化を図ります。

農業従事者の高齢化等による担い手不足の解消に向け、生産性向上と経営基盤を強化します。

●活力ある産業の推進と担い手の確保・育成を図ります。

地場産業と観光産業との連携、関連企業の誘致など、地域経済の活性化に取り組むとともに、安心して担い手が参入できるよう、多様な働き方や働きやすい環境整備を進め、良質な雇用を創出します。

●新規参入する事業者と地域の「稼ぐ力」・「地域価値」の向上を図ります。

起業・創業支援の強化に加え、地場産業の品質向上や高付加価値化の推進、6 次産業化を積極的に支援し、付加価値を生み出す力や地域の資産価値の向上を図ります。

数値目標	現状（2020（令和 2）年度）	目標（2025（令和 7）年度）
納税義務者となる法人数	122 社	125 社

基本目標 2　西桂町への新しいひとの流れをつくる

基本的方向

●町の魅力に関する情報発信の充実を図ります。

西桂町の情報を戦略的に発信するため、ターゲットと発信する情報を整理し、効果的なプロモーションを推進することで地域ブランドの確立を図るとともに、観光や移住・定住・スポーツ合宿地として選ばれるまちを目指します。また、積極的な情報発信や受け入れ体制づくりを進め、県内外の誘客を推進します。

●都市部との交流を通じた関係人口の増加を図ります。

都市部に所在する高校生や大学生、企業のスポーツ合宿などを通じて、西桂町に積極的に関心を持ち、地域に貢献したいという想いを寄せる関係人口を把握し、地域と継続的なつながりを持つ環境づくりを進めます。

●子育て世代を中心とした移住・定住の促進を図ります。

人口減少の抑制のため、今後も子育てや住まいなど移住・定住に関する不安解消に向けて、環境整備の取り組みを推進します。

●「東京 2020 オリンピック・フランスフェンシングチームのホストタウン」としてスポーツを通じて交流するまちづくりを進めます。

自然環境や社会環境においてスポーツ合宿に適した地であることを発信しながら町内の子どもには選手との交流により一流の技術や考え方を学ぶ場を提供します。また、既存スポーツ施設の改修やトレーニング機器の整備を行うなど、スポーツ施設等の充実を図ります。

数値目標	現状（2020（令和 2）年度）	目標（2025（令和 7）年度）
観光宿泊者数	4,006 人※1	5,000 人
社会増減数の均衡	▲ 48 人	0 人

※1 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大により宿泊者が激減したため、記載した宿泊者数は令和元年度のもの

基本目標 3　結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍できる西桂町をつくる

基本的方向

●結婚・出産・子育てを切れ目なく支援します。

子育てする家庭が仕事との両立を図り、子どもたちが健やかに成長できるよう、安心して子供を産み育てられる環境づくりや子育てにかかる経済的負担の軽減など、結婚、妊娠、出産、子育てを切れ目なく支援します。

●魅力ある教育環境の整備を図ります。

小中一貫教育に向けた保育所・小中学校の連携教育を推進するほか、ICT 教育環境の整備、さらには、老朽化が進む校舎や設備の改修を実施するなど、子どもたちの安全・安心を確保し、快適な学校生活が送れるよう、学校施設の計画的な整備を図ります。また、学校と保護者・地域住民を有機的に結び付け協働関係を強めるコミュニティ・スクールを推進します。

●地域で子育てし、郷土愛を育む取り組みを進めます。

地域における子育て環境の充実を図るとともに、郷土の自然や文化、伝統などに接したり、地域の課題を捉え、その解決に向け活動することで、郷土を育て発展させるような郷土を愛する心を持つ子どもを育てます。

数値目標	現状（2020（令和 2）年度）	目標（2025（令和 7）年度）
15 歳未満の年少人口	550 人	600 人
合計特殊出生率	1.41％	1.87％

基本目標 4　安全・安心で快適な暮らしができる西桂町をつくる

基本的方向

●災害等に強いまちづくりを進めます。

災害等非常時に町民の生命を守り、被害を少なくするためには、行政による公助はもとより、町民が自ら身を守る自助や相互に助け合う共助の確立が重要となることから、迅速かつ的確な情報伝達手段の整備や地域と連携した防災体制の強化を図ります。

●誰もが健康で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

地域包括ケアシステムの推進や見守り体制など地域福祉の充実、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに合わせた健康づくりの推進に取り組み、保健・福祉・介護と地域の連携によって、住み慣れた地域で自分らしく健康で安心して生活することができる環境を整備します。また、いつまでもいきがいをもって働けるよう、高齢者や障がい者が活躍できる地域社会の実現を目指します。

●地域コミュニティの維持と地域活性化を図ります。

子どもから高齢者まで、同世代や異世代間の交流を深めるとともに、住民同士が支えあいながら地域の活性化に取り組めるよう、地域コミュニティ活動を支援します。また、地域が抱える課題等の解決に向けて、地域おこし協力隊をはじめ、町内外の多様な人材を活用した地域活性化を図ります。

●社会生活基盤が整備された安全・安心なまちづくりを進めます。

社会生活の基盤である道路・橋梁、河川・排水施設、水道、公園、住宅などの計画的な整備・維持管理を行います。また、民間需要がある公用地や公共施設等について、売却や貸付けなど公的資産の有効活用を図ります。

●地域公共交通の維持・確保を図ります。

人口減少・少子高齢化の振興による交通弱者の増加や、町内における公共交通空白地域の存在等を踏まえ、日常生活の移動確保や地域間幹線系統との接続による広域的な移動を支援するとともに、あらゆる機会を通じて利用方法等をＰＲし、利用推進と利便性の向上を図ります。

数値目標	現状（2020（令和 2）年度）	目標（2025（令和 7）年度）
転出者数の抑制	150 人	100 人
生活満足度が高い町民の割合	75％	80％以上

第２期西桂町総合戦略の基本目標と対応する施策

まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標 ／ 本計画の基本戦略実現のための政策	1 西桂町における産業の振興と雇用の場をつくる	2 西桂町への新しいひとの流れをつくる	3 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍できる西桂町をつくる	4 安全・安心で快適な暮らしができる西桂町をつくる
分野１　清流と豊な緑を育むまち				
基本方針１　緑と水に親しむ空間の形成				
（１）緑に親しむ空間の形成		○		○
（２）水に親しむ空間の形成		○		○
基本方針２　ふるさと景観の形成				
（１）ふるさと景観形成への取り組みの強化				○
（２）ふるさと景観の整備				○
基本方針３　環境保全・循環型社会の構築				
（１）環境保全への取り組みの強化				○
（２）リサイクルの推進				○
（３）ごみの排出抑制の推進				○
基本方針４　水道・下水道事業の推進				
（１）水道事業の推進と経営の強化				○
（２）下水道事業の推進				○
分野２　快適で安全に暮らせる強靭なまち				
基本方針１　町土の有効利用と市街地整備の推進				
（１）計画的な土地利用の推進	○	○		
（２）公共施設や住環境の整備		○	○	○
（３）人にやさしいまちづくり		○		○
基本方針２　道路交通網・公共交通体系の確立				
（１）広域的な道路体系の確立		○		○
（２）狭隘な道路および橋梁の整備				○
（３）公共交通体系の整備				○
基本方針３　地域の安全強化				
（１）防犯活動の推進				○
（２）交通安全対策の推進				○
（３）消費者行政の推進				○
基本方針４　地域防災の推進				
（１）防災意識の高揚				○
（２）防災体制の充実				○
（３）防災施設の整備と防災対策の充実				○
分野３　活力ある交流のまち				
基本方針１　農林業の振興				
（１）農業生産基盤の整備	○			
（２）農業経営基盤の強化	○			
（３）林業の振興	○			
基本方針２　商工業の振興				
（１）商業の振興	○			
（２）工業の振興	○			
（３）企業誘致の推進と雇用の促進	○			
基本方針３　観光の振興				
（１）観光資源や施設の整備	○	○		
（２）観光情報の充実	○	○		
（３）観光推進体制の整備	○	○		

まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標 ／ 本計画の基本戦略実現のための政策	1 西桂町における産業の振興と雇用の場をつくる	2 西桂町への新しいひとの流れをつくる	3 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、誰もが活躍できる西桂町をつくる	4 安全・安心で快適な暮らしができる西桂町をつくる
分野４　健やかに安心して暮らすまち				
基本方針１　保健・医療の充実				
（１）健康づくりの推進				○
（２）保健事業の推進				○
（３）医療サービスの充実				○
（４）感染症対策		○		○
基本方針２　子育て支援の推進				
（１）子育て家庭の支援			○	
（２）保育所・子育て支援センターの運営			○	
（３）子ども・子育て支援事業計画の推進			○	
（４）児童の健全育成			○	○
基本方針３　高齢者・障がい者福祉の充実				
（１）介護・生活支援サービスの充実	○			○
（２）障がい者支援の充実				○
（３）社会参加の促進				○
基本方針４　地域福祉の充実				
（１）福祉拠点のワンストップ化				○
（２）地域福祉活動の充実				○
分野５　学び合う歴史をつなぐ文化のまち				
基本方針１　生涯学習の充実				
（１）生涯学習施設の整備・充実			○	○
（２）生涯学習の推進			○	○
基本方針２　学校教育の推進				
（１）自ら学び考える力を育てる教育			○	
（２）小中一貫教育に向けた連携の推進			○	
（３）学校教育施設の整備・充実			○	
（４）家庭・地域との連携強化			○	
基本方針３　青少年の健全育成				
（１）啓発・相談体制の充実				○
（２）地域で見守る体制づくり				○
基本方針４　地域資源の保全・活用				
（１）地域資源の保全と継承		○		
（２）地域資源の活用		○		
分野６　共に考え共創する参画のまち				
基本方針１　町民参加とまちづくり				
（１）行政情報の提供と共有化		○	○	○
（２）町民参加の推進				○
（３）地域コミュニティの充実				○
（４）男女共同参画社会の推進			○	○
基本方針２　地域情報化の推進				
（１）情報化社会への対応	○	○		
（２）行政の電子化の推進		○		○
基本方針３　行財政運営の充実				
（１）行政サービスの充実				○
（２）効率的な行財政運営の推進				○
（３）周辺自治体との連携	○	○		○

資料編

第６次総合計画策定までの経過

令和元年度	
７月　１日	第１回　総合計画策定委員会（庁議）
８月　６日	第１回　総合計画審議会（役員選出、策定スケジュール審議）
９月　３日	第２回　総合計画審議会（町民まちづくり意向調査の審議）
１０月１０日	町民まちづくり意向調査の配布（18 歳以上の全住民 3,650 人を対象）
２９日	職員意向調査の配布（役場職員 53 人を対象）
３１日	町民まちづくり意向調査の回収終了（回収数 1,924 人　回収率 53.0％）
１１月１５日	職員意向調査の回収終了（回収数 53 人　回収率 100％）
２月１３日	職員ヒアリング（産業振興課・建設水道課・保育所）
１８日	職員ヒアリング（総務課・税務住民課・企画財政課）
２０日	職員ヒアリング（福祉保健課・教育委員会）
３月１０日	第３回　総合計画審議会 （書面審査・住民アンケート結果及び職員意向調査結果報告）

令和２年度	
５月１９日	小林町長ヒアリング・教育長ヒアリング
２０日	第１回プロジェクトチーム会議（職員のみで構成）
６月１２日	議会懇談会
１６日	第４回　総合計画審議会 （書面審査・総合計画ワーキンググループへの審議会委員推薦審議）
７月１６日	第１回総合計画ワーキンググループ会議（審議会若手委員＆職員 PT）
２７日	第２回総合計画ワーキンググループ会議（まちづくり理念及び将来像審議）
８月２７日	第５回　総合計画審議会（人口設定審議・ワーキング結果報告）
１０月１９日	第６回　総合計画審議会（基本計画審議）
１２月２２日	山崎町長ヒアリング
１月１８日	第７回　総合計画審議会（まちの将来像の審議）
２月　３日	第２回　総合計画策定委員会（基本構想・基本計画審議）
４日	第８回　総合計画審議会（諮問・基本構想・基本計画審議・答申案承認）
５日～２８日	パブリックコメント実施（意見提出者１名２件２項目）
３月　２日	総合計画審議会正副会長から答申
４日	第６次総合計画議案上程
１８日	第６次総合計画議案議決

西桂町総合計画審議会条例

（設置）

第１条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、西桂町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、町長の諮問に応じ、西桂町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

（組織）

第３条　審議会は、委員 25 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 町議会議員　5 人
(2) 一般住民　7 人
(3) 関係団体の役職員　10 人
(4) 学識経験者　3 人

（任期）

第４条　委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

２　委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第５条　審議会に、会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会は、会長が招集し、議長は会長をもって充てる。

２　審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

（補則）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

西企発 第190号
令和3年2月4日

西桂町総合計画審議会
会長　荒 井 義 光　様

西桂町長　山 崎 泰 洋

西桂町第6次総合計画基本構想（案）の策定について（諮問）

西桂町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、西桂町第6次総合計画基本構想（案）の策定について、貴審議会の意見を求めます。

令和3年3月2日

西桂町長　山 崎 泰 洋　殿

西桂町総合計画審議会
会　長　荒 井 義 光

西桂町第6次総合計画基本構想（案）の策定について（答申）

令和3年2月4日付西企発第190号で諮問のありました西桂町第6次総合計画基本構想(案)の策定について、本審議会において慎重に審議した結果、西桂町の今後の行政運営の指針として適切なものと認め、別添のとおり答申します。

また、基本構想（案）を審議する過程において、これを反映し具体化するための基本計画についても、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間にわたる施策の方向性について審議し、別添のとおり前期基本計画(案)として取りまとめましたので、配慮いただき計画に反映されるよう要望します。

なお、本答申及び答申に至るまでの審議の過程において各委員から出された建設的かつ具体的な数々の意見、提案等を十分に尊重し、下記事項に留意の上、計画の円滑な推進を要望いたします。

記

1　本計画の推進においては、広く住民の理解と協力及び参画が得られる仕組みづくりを進めること。

2　高齢者や障がい者、子どもたちが安心して暮らすことのできるよう、保健・医療・福祉の連携や施設整備、人員の確保などを推進すること。

3　人口減少問題解決のため、地域への愛着の向上と定住促進を図ること。また、活力ある地域産業の振興とともに、生活利便性の向上に向けて移動手段の確保などに早期に取り組むこと。

4　地方分権、地域経営の視点に基づき、財政状況を見極めながら、効率的・効果的な行財政運営に努め、住民に開かれたわかりやすい行政改革を推進すること。

5　総論に記載のある実施計画について、令和3年度中の早期に策定し、住民への公表を行うこと。また、第5次長期総合計画・後期基本計画の進捗状況についても早期に住民への公表を行うこと。

6　計画の実施状況が検証可能な計画評価の仕組みの導入を推進すること。

西桂町総合計画審議会名簿

役職名	氏　名	公　職　名
会　長	荒井　義光	監査委員（識見）
副会長	藤江　雅江	男女共同参画推進委員会会長
委　員	渡部　　保	前町議会副議長
委　員	中村　常実	町議会議員
委　員	酒井　基和	町議会議員
委　員	武藤　隆義	町議会議員
委　員	永田　光明	前総合計画審議会会長
委　員	高尾　保夫	農業委員会会長
委　員	宮下　成弘	前区長会代表
委　員	牛田　和夫	前倉見区組長
委　員	田村　達也	前柿園区組長
委　員	坂本　創思	前本町区組長
委　員	宮下　規一	前上町区組長
委　員	前田　英彦	前下暮地区組長
委　員	新田　重治	前消防団長
委　員	小川美代子	男女共同参画推進委員
委　員	渡邉　敏和	商工会青年部副部長
委　員	槙田　洋一	織物工業協同組合青年部
委　員	小野田　忍	前小学校ＰＴＡ会長
委　員	滝口　昭一	前中学校ＰＴＡ会長
委　員	米山　恭央	保育所保護者会副会長
委　員	渡辺　正伸	青少年育成町民会議副会長
委　員	宮澤　武志	スポーツ推進委員長

西桂町総合計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　西桂町総合計画の策定を図るため、西桂町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

（1）　総合計画の策定及び実施に関すること。

（2）　その他総合計画に係る重要事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、町長をもって充て、副委員長は、教育長をもって充てる。

３　委員は、各課等の長をもって充てる。

４　町長は、必要があると認めるときは、前項に定める者以外の者を庁議に出席させることができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員長は、委員会を統括する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

西桂町総合計画策定委員会名簿

役職名	氏　名	公　職　名
委　員　長	山崎　泰洋	町長
副委員長	川村　達彦	教育長
委　　員	永田　由永	福祉保健課長
委　　員	高山　　正	企画財政課長
委　　員	小澤　正仁	総務課長
委　　員	新田理恵子	保育所長
委　　員	郷田　弘一	産業振興課長
委　　員	重森　　正	建設水道課長
委　　員	新田　剛久	議会事務局長
委　　員	佐藤　誠一	社会福祉協議会事務局長
委　　員	川村　吉広	教育次長
委　　員	小川　　健	税務住民課長

西桂町第６次総合計画

豊かな自然　輝く未来を紡ぐ
水のまち　にしかつら

発　　行：令和３年３月
編　　集：企画財政課
策定支援：株式会社サンニチ印刷
コンサルティング室

西桂町第６次総合計画

豊かな自然　輝く未来を紡ぐ
水のまち　にしかつら